

おります。

最初に、「計画的にその実現に努める」ということについて、文部広報その他ですすでに解説がありまされども、「教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現に努める」という趣旨について、あらためて御説明願いたいと思ひます。

○奥野國務大臣 附則の二項は、附則の三項にも対応しているものと御理解をいただきたいわけでございます。附則の三項は、また、四十八年度の予算におきまして、一般の公務員の優遇措置に加えて一〇%の改善財源を計上させていただいてあるわけでございます。それだけで第三条の目的を達成しているわけじゃないんだ、さらに年を追って計画的に進めていくんだという趣旨を、二項で明らかにさせていただいているということでございます。

○嶋崎委員 そこで、今年度は一〇%約百三十五億円ぐらゐの予算措置でやって、大まかに文部省としては三年ぐらゐの計画で二五%ぐらゐのアップに持っていくということなんですか。

○奥野國務大臣 国の予算に計上いたしました百三十六億円は、地方負担等もございましてで年間いたしましたすと、千三百二十億円ぐらゐになるようでございます。それをさらにどの程度まで引き上げるかということにつきましては、たびたびこれも申し上げているわけでございますけれども、文部省内に教職員給与改善のための研究調査会を設けて、鋭意審議していただいておりますので、その結論を待つて行ないたいということでございます。いずれにいたしましても、かなり大幅な給与改善を行ないたいというのが政府の強い決意でございます。

○嶋崎委員 最初は五〇%アップで、目標としては裁判官並みというような、かなり大きな期待を持った考え方でこの給与の改善に取り組み始めているやに聞いておりますけれども、このことに関連して、過去の経験で少しお聞きしたいのは、大学の教官の給与に関連して、三本立ての問題に

なつたのは、あれは二十八年でしたか、二十九年でしたか、大学の教官と高等学校と中学校という三本立ての給与になつて、そして大学の教官についても裁判官並みということが問題になり始めたのは、あれはいつごろだったでしょうか。

○木田政府委員 大学の教官につきまして、給与を高めなければならないということを国会の場でも御相談申し上げましたのは、荒木文部大臣のころだったかと思つております。昭和三十五、六年のころじやなかったかと思ひます。

○嶋崎委員 問題になつてから、大学のほうではなかなか裁判官並みの給与の体制に持つていけないまま、毎年毎年人事院勧告が行なわれて、今日までできております。それに関連して大学の教官に八%の手当がついたのは、どういう条件で、いつだったでしょうか。

○木田政府委員 ちよつと不勉強なものですから、あとで調べてお答え申し上げます。

○嶋崎委員 大学教官に対して手当の八%アップがついたのは、大学院担当の教官に關してだけなんです。私もその時期は忘れちゃつたのですけれども、自分自身の経験で八%アップになつたことだけしか覚えていないのですが、いつだったか記憶がありません。

そのことに關連してですけれども、文部省は、当時大学教官の特に大学の大学院担当教官に關して、大学院という講座を担当しておるといふことに基つて、二五%アップするといふことを申し合せて、そういう方針を出していただと思ひますが、御存じではありませんか。

○木田政府委員 私自身二五%という数字についての記憶がございませんが、大学院担当手当の幅を広げたいといふことは、もう数年来人事院にいままで御要望申し上げてきたところでございまして。

○嶋崎委員 それで、たしか二五%がそのうち一二%になりまして、そして最後八%に落ちつたのですよ。そういう経過があります。その点に關連して、人事院總裁は、特に大学院

担当教官に關連して、教官の給与の優遇措置ですな、こういう優遇措置がいつ行なわれて、八%というふうに着ちつた根拠を明らかにしていただきたい。

○佐藤(達)政府委員 何年何月といふところまでは覚えておりませんが、とにかく昭和三十三年の九月に總裁になりましたそのあとであることは間違いないと思ひます。結局基本的には、申すまでもありませんけれども、普通の学生に対する教授をされておる人と、さらに高度の大学院の学生を相手にして、これに対する教育をされるという責任の違いといふことが明らかにありますので、他の一般の調整額とのバランスなども考へて、八%程度が適当であらうといふふうに考へたわけでございます。

○嶋崎委員 戦前の比較は別としまして、大学の大学院担当の教官はいし旧制の大学の教官が、裁判官並みといわれてから非常に久しいと思ひます。その裁判官並みといわれた大学教官の給与について、大学院担当の教官にせいぜい八%程度の優遇措置しか講じないまま今日まで至つております。これが今日までの人事院勧告の実情だと思ひます。今度の人材確保に關する特別措置法案の中には、最初裁判官並みといふたいへん威勢のいいことを言つておりますけれども、いまの大学院担当の大学の教官ですら裁判官並みどころか、その給与の優遇措置として二五%程度が問題になつたものが、八%そこそこで今日までとどまつてきている、こういう実情の中で、義務教育教員の人材を確保するといふことに、大学教官以上の、いわば校長が最後には教育公務員の最高俸給にまで到達できる可能性を一方で問題にするとなれば、学長クラスのいわば給与にまでも校長の地位を高めなければならないといふ意気込みが片一方にある。ところが、小中学校の先生方の給与について、人材確保の新しい法律案をつくらうとしてきている文部省側の考え方に対して、いままで大学の大学院担当の教授すら裁判官並みになつていない。その手当は、優遇措置としてはわずか八%程

度である。この実情について、この法案を出した趣旨と現状との間に、あまりにもギャップがあると思ひが、大臣いかが思ひますか。

○奥野國務大臣 いまのお話を聞いておりました、やはりこの法律を制定しておかないとなかなか言つたとおりを実現させることは困難ななという感じを深めさせていただいたわけでございます。人事院が幾ら給与の改善をはかろうとしたしましても、やはり国権の最高機關である国会から、このような方針でやれといふことを明示しませんと、私はなかなかやりにくいのではないかと、かように考へるわけでございます。第三条が「一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。」この大きな方針を国会で示していただくわけでございますので、これを制定させていただけるならば、人事院總裁がたびたび、教職員の給与改善が必要だ、こうおっしゃつておられるわけでございますので、実現さしていくことが可能になつていく、かように考へるわけでございます。

○嶋崎委員 じゃ、總裁にお尋ねいたしますが、この法案がかりに通つたら、大学の教官の給与はどのくらい大ざっぱにいつてアップするのが妥当だと思ひますか。

○佐藤(達)政府委員 これは各職務の評価に關連してのことでございますから、私どもとしては、やはりこの法案が通つたからといって、義務教育の先生の職務と責任に対する評価が高まつて、相対的に大学の教官の評価が落ちてきた、逆転するといふようなことは考へておりませんから、したがひまして、この法案に基づいての勧告において義務教育の先生方を上げるということになれば、いろいろな連鎖反応から見ましても、高等学校の先生にも影響してくる、ひいては大学の先生にも影響してくるということが一つあるわけでありまして。そういう基本のもとに、もちろん大體的にもう一べん評価はいたしますけれども、どうしてもそれは上げずにほつておくというわけにはいかないといふことは、はつきり申し上げられ

ると思ひます。

○嶋崎委員 そこで、過去の経過を経過として確認をしたのですが、大学の教員が裁判官並みと、ここでもいま小中学校の先生方が裁判官並みというところが目標にされておる。つまり、そういう目標を掲げているにもかかわらず、今日までの人制の体制のもとでは、とてもそういう方向にはいかなかった。だから、法律では今度、小中学校の先生方のアップをしていく突破口をつくれれば、それに合わせて全体がアップできるであらう、そういう考え方に立ってこの法案を提出されているということに、教員全体から見ますとそういう法案の位置づけになるわけですね。大臣、いかがですか。

○奥野国務大臣 たびたび申し上げておりますように、義務教育諸学校の先生の給与の改善をはかりたい。同時に、これをてこにして、学校教育水準の維持向上をはかってもらって、したがって、また関連する高等学校その他の先生方の給与の改善もはかられる、こういう考え方を持っているわけでございます。

○嶋崎委員 いままでみているに、人事院勧告の中で、大学教員が、二五％が一％になつて、八％に値切られていたというように、今度もまた値切られぬように、最初文部省で出した五〇％が二五％に押えられてきて、それでまたこれは一〇％から始まっていく。大体これは政治的な評価のしかたであつて、教育労働というものの小中学校の教師、高等学校、大学のそれぞれの質を、どういふふうに科学的に認識した上で給与の体系をつくっていくかということが、大づかみなワクをきめていって、しかもそのワクが政治的にきめられてくるというふうなことで、実際のいわば科学的な調査や科学的な判断とは違つたことでもって値切られていくようなことがないように、ちよつと要望をしてから、深く質問に入っていきたいと思ひます。

そこで、人材確保というのは、まず一〇％のことし予算が組んである。ここで、文部省にいろいろ

るな給与改善の審議会ですか、委員会、調査のな

とというわけでございますので、私どものほうで持つておりますデータを、学校種別ごとに、免許状を取りました者と、それから教師に就職した者という形で数字を御説明しておきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 教育界に人材を確保するのは、単に給与だけではございません。もつと、教職と

三月の卒業生でございますが、いわゆる教員養成

○嶋崎委員 そこでちよつとお聞きしますが、いまの大学の学制で、いま教員の養成をしているのは、教育系の大学、学部ですね。それから一般の

な者でございますが、小学校、中学校ともほぼ一万ござい

○木田政府委員 一般の大学にありましては、一般の大学のすべての学生が、この教師の資格を取

と、教員養成大学、学部で免許状を取得いた

○嶋崎委員 そのデータはありますか。

全体の中で、何％が教師になり、そしてその中で、小学校、中学校、高等学校の教師になつたのがそれぞれ何％か。こういうデータですね。

○木田政府委員 たいだいま御指摘になりました点は

短大にありましては、十二万六千人の卒業生が

いうことに相なっております。

○嶋崎委員 いまのその数字では、人材確保に關する文部省側のデータとしては、ぼくは足りないんじゃないかと思うのですよ。というのは、免許状は取つても、教師になつたのがその中でどれだけいるかということが、非常に重要になってくると思ひます。特に免許状の場合には、小学校の

一級、二級だけじゃなくて、中学校、高等学校と三種の免許を取つたり、あるいは中学の場合二種類ないし三種の免許を取つていくわけですね。ですから、免許を取つたからといって、その免許を取つた人たちが実際に小・中・高等学校の教師になつていくかというと、必ずしも実情はそうではない。ですから私は、いまデータを出していただいて傾向値として知りたいのは、先に結論を申し上げますけれども、私の判断では、教育系学部の卒業生の圧倒的部分が小学校教員に供給されていくと思ひます。ところが、中学並びに高等学校の教員の場合には、一般大学ないし学部の卒業生の中から相当部分、六六、七〇供給されているんじゃないかと思ひます。その点のデータはありますか。

○木田政府委員 学校種別にいまの比率を申し上げておきますと、四十七年三月の卒業生についてでございますが、一万一千六百名の小学校教員就職者の中で約六割に当たります六千八百名が教員養成大学の卒業生であります。一般大学は先ほど申し上げましたように千七百名、それから短期大学が三千百名、二五％という数に相なっております。

○嶋崎委員 中等教員、中学校でございますが、五千四百六十の教員就職者のうち、教員養成大学の卒業生は四二％に当たります二千三百でございまして、一般大学の卒業生が二千七百で四九％、約五〇％に当たります。短大からが約五百でございまして、八％見当でございます。

○高専学校にありましては、四千七百名の就職者の中で、教員養成大学・学部を卒業いたしました者が七百名、約一五％でございます。一般大学の卒業生が三千七百でございまして、八割を占めておる次第でございます。短期大学はほとんどパーセントになりません。こういう次第でございます。

○嶋崎委員 いまのそのデータを私のほうにお届け願ひたいと思ひます。よろしく願ひたいします。

さて、そこでお聞きしますが、それぞれの大学卒業生が、教師の資格を受ける試験の時期はいつですか。単位は全部取つていても、都道府県ごとに登録をいたしますね。そのために試験がありま

○岩間政府委員 就職の時期の制限がございまして、大体七月から八月でございまして、それが第一次の筆記試験と申しますか、それから九月ごろに面接試験をやるといふのが普通のタイプでございます。

○嶋崎委員 そして、教育委員会で教員の登録が完了するのはいつですか。

○岩間政府委員 県によりまして多少違いがございまして、大体十月から十一月というのが普通だ

○嶋崎委員 その登録した先生方が、就職が確定するのはいつごろですか。

○岩間政府委員 これは退職者の状況あるいは県の予算の関係がございしますものから、最終的には三月ということになるわけでございます。

○嶋崎委員 四月一日になつても就職が確定してない都道府県がありますか。

○岩間政府委員 そういう事態はごくまれだと思ひますけれども、たとえば予算が通過しないとか、そういうことになりまして四月にずれ込むというところは皆無ではございません。

都道府県では、そういう場合があるのです。ですから、たとえば東京で就職したいけれども、神奈川に行くとか、それから他の県に行かざるを得なくなつた、早く就職をきめたいという実情があります。その点についての実情のデータでございますか。

○岩間政府委員 それほど詳しいものは持つておりませんけれども、いま先生御指摘のとおり、退職者の数というのが新採用のきめ手になるわけでございます。それから若干最後まで結末がつかないというところで、ただいまのようなことになるというところは、予想されるところでございます。

○嶋崎委員 そこでお尋ねしますけれども、大学学術局長ですけれども、大学はいま企業がいつごろ就職試験があつて、学生はいつごろ就職がきまつていくと思ひますか。

○木田政府委員 ことしまで、いろいろ就職の時期が非常に早うございまして、企業間の争い等、学生の教育にも支障が起こるということに相なりましたので、昨年来、強いまあお考え直しをいただいて、ことしから七月一日に解禁ということとで、かなり歩調をそろえさせていた次第でございます。

○嶋崎委員 それと教員養成とは非常に深い関係があると思ひませんか、局長。

○木田政府委員 一般学生等につきましては、他の就職の機会との関係というのは、相当大きな影響があるというふうに考えます。

○嶋崎委員 大学側に、大企業、特に大きな企業が、実際は七月といつても、もう大体五月の段階になりますと、来年度の就職の圧力が大学にかかつてくるのです、御存じだと思いますけれども、国立大学や大学側では、幾度か申し合わせをして、そして企業の就職あつせん並びに圧力を、先のほうに持つていかないと、大学は四年といつても、実質三年しか授業はしていません。四年目はもう大体全部学生の就職がきまつていますから、四年目の授業や講義というものは、ほんとうの実体をなしていないという現状が今日ありま

す。そういう中で、就職が、いま申し合わせで七月一日と言ひますけれども、大体七月一日というのは、何もいまおくらしたのではなくて、それ以前に六月段階から始まつていて、七月一日にオープンになるわけですよ。そうしますと、就職しようという学生たちの中で、教員の免許をとつてある、しかし、先ほどの初中局長のお説にもありますように、実際に試験をやつて、登録して、完了するのは、十月、十一月ですね。それでも就職きまらないのですよ。三月に入つてもまだ就職がきまらないのですよ。非常に不安定な状態にありま

す。ですから、教員の免許をとつた皆さんの学生たちが、教師になるべきか企業に就職すべきかということとで、たいへんな選択に迫られていくというのが今日の実情です。そして、教育に非常に熱心で、将来おれは教育者として生涯やりたいと思つていてすぐれた人材が、いかに大企業にスクープされているかという実情が今日あると思ひますが、いかがですか。

○岩間政府委員 それは確かにそのとおりだと思ひます。また、府県におきまして、いかにそういうものと対抗しまして教員のいい方を確保するかということにつきましては、これはいろいろな知恵をしぼつてやつておるわけでございますが、一つの方法としましては、大企業退職者の見込み、それから定数の先行き、大体わかるわけでございますから、特に確保しなければならぬ方につきましては、お約束をあらかじめするというふうな方法もとつていくようでございます。

○嶋崎委員 そこで、私が文部省のほうに先ほど言つたデータをつくつてもらいたいと思ひます。全国の都道府県で、いつごろ学生の就職が、教員になる免許状を持った学生が試験にパスして、そしてどここの学校に自分が来年度就職できるといふことが確認されるのか。これは四月一日ですけれども、しかし内定しますから、大体いつの時期かというのを、全国の各都道府県の実情を調査してデータをつくつていただきたいと思います。

○岩間政府委員 四

○岩間政府委員 先ほど申し上げましたように、そういうデータはちよつといまのところはとっておりません。

○嶋崎委員 いままでの傾向値でいいです。退職する先生方が多い都道府県や、そういういろいろな実情がありましようから、大体の傾向値として、試験がいつあつて、そうしていつごろ登録が完了して、そうしていつごろ都道府県で大体内定するのとかというところについての全国の教師採用の条件ですね、これについてのデータを至急提出していただきたいと思います。

○岩間政府委員 全国の調査となりますと、ちよつとこれは時間がかかると思います。サンプル調査あるいは非常に大まかな調査と申しますか、そういうものでございしたら、できるだけ早くお手元に差し上げるようにしたいと思います。

○嶋崎委員 そこで、もう一つお聞きしますが、七月ないし九月ころに行なわれる試験は、だれが問題を出しますか。

○岩間政府委員 これは教育公務員特例法の十三条の規定によりまして、選挙で行なう、それから選挙権者は都道府県の教育長であるということがはつきりしているわけでございしますから、これは教育長の権限に属することでございます。

○嶋崎委員 法律にはそう書いてあります。事実上は教育委員会で行なうわけですね。出題者はどなただと思いますか。

○岩間政府委員 これは教育委員会に専門家がもちろんおるわけでございしますけれども、しかし、ほかの教職員の方々の力をお借りしてやるとか、そういうふうな方法はとられていと思います。

○嶋崎委員 よく実情が私にもわからないんですけれども、指導主事と管理主事というのがありますね。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法律の第十九条には「都道府県教育委員会の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。」と書いて、そうしてこの指導主事の要件についてはこの四項にうたつてあるわけですね。局長、いいですね。

そこで、ここで最初にちよつとお開きしますが、教員のこの都道府県に登録する前のあれは何と言ふんですか、正確には。資格をきめる試験、あれは名称は何と言つてますか。正確に私知らないんですが、資格認定試験とかいうんですか、何と言ふんですか、あれは。

○岩間政府委員 これは法令上は、先ほど申し上げましたように、選挙の内容でございしますから、各県でそれぞれまちまちのこぼを使つていっていると思いますけれども、これはまあ別に法律上の用語があるというものではございません。

○嶋崎委員 一般的には何と言つてますか、各県のやつは。資格認定試験というふうなものですか。

○岩間政府委員 ちよつとその点は、私も正確な名前はどういうふうに言つていけるかは存じません。

○嶋崎委員 それならまあそれでいいです。私、何か統一したこぼがあるかと思つて、非常識だと言われちゃいけませんからお聞きしたので。

そこで、都道府県ごとに試験が行なわれておりますけれども、その試験問題の作成が、教育委員会ごとにとどのような状態で行なわれているかについて、文部省で集約したことはありますか。

○岩間政府委員 文部省では、これは先ほどから申し上げておりますように、教育長の専管の権限でございしますから、そういうような調べをしているといふようなことはございません。ただ、問題がございました場合、それからあるいは選考者とそれから登録者の関係、そういうものについては調べたものはございません。

それから、先ほどの名称でございしますが、新採用者選考試験というふうなこぼを使つているところもあるようでございします。

○嶋崎委員 法律の考え方は、教育の地方分権的な考え方がありますから、都道府県ごとに、いわゆるいまの選考試験ですか、その選考試験は、都道府県ごとの自主性において行なうということではよろうと思ひます。たてまえば、実際は、都道府県ごとにだれが出題していると思われませんか。

○岩間政府委員 先ほど申し上げましたように、教育委員会の中には専門家もおるわけでございします。管理主事などの場合でも、教職の御経験のある、かなり専門的な知識を持っておられる方もございします。それから指導主事は、もちろんその方面の専門家でございします。そういう方々あるいは高等学校とか小中学校の先生を委嘱して、そして試験問題をつくつていただく、そういうふうなことでやつていられるというふうに関係しております。

○嶋崎委員 管理主事が試験に関係するのですか。

○岩間政府委員 人事のことは、大体管理課とかそういうふうなところで、指導とは別に行なつていられるというところでございしますから、採用の関係は、管理主事が実際の業務は行なう、しかし、試験問題の出題等については、これは原則としてタッチしないというのが普通であると思ひますけれども、しかし、そういう能力を持っておられる方はいるということをおし上げたわけでございします。

○嶋崎委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では「指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。」と書いていますけれども、管理主事というのは、この中の何になるのですか。

○岩間政府委員 これは各県によりまして、一つの職制として管理主事というのがあるわけでございしますけれども、身分としましては事務職員というふうな身分でやつていられるところもございしますし、あるいはそういう新しい職制を教育委員会ですら定めていられることも可能でございします。

事務職員として扱われない場合の理由としましては、教員の御経験のある方を管理主事にすることというふうなことになるかと、給与上の格差なんかが出てまいります。そこで、各県で教員と同じような待遇をするために、またその交流が容易に行なわれるために、そういうふうな特別の身分をつくるということも可能でございします。

○嶋崎委員 私たち社会党が、教育委員会法案という議員立法を提出していますが、ここでは指導主事というものを非常に厳格に規定して、教育の地方分権というたてまえから、教育の管理問題と教育の指導、助言の問題というのは、やはり分離して考えなければならぬ、だから、管理主事と指導主事がごつちやになつて、試験問題もやれば人事もやるというふうなことになるかと、人事に不公平が出てきたりすることがあり得る、また思想信条にかかわる問題が関係してくることがあり得る、だから、おおむね管理主事というのは、そういうことにはタッチしないというたてまえが正しいたてまえだと思ひますが、いかがですか。

○岩間政府委員 私もある県の指導課長をやつていたことがございしますけれども、指導主事の職務というのは、ただいま御指摘のように、その純粋性を保つということが適当じゃないかと私は思ひます。管理主事は、一般的に人事を扱うわけでございしますから、採用というふうな特殊な問題等からいふ場合には、問題作成というふうなことにいつて取りまともをするというのが限度ではないかと思ひます。自分で問題をつくるということは、これはちよつと管理主事としては本来やるべきことではないというふうな感じがいたします。

○嶋崎委員 そうしますと、さっきの局長の、各都道府県ごとに指導主事や管理主事が問題をつくらつていられることがあり得るという発言は、いまの発言からすれば、都道府県ごとにやつていられることとしては好ましくないことをやつていられることを是認されていられるわけですか。

○岩間政府委員 指導主事が問題をつくること、そのこと自体は私は別に悪いこととは思ひません。それは専門家としての……。それから管理主事は、問題を作成しないのが通常だろうということをおし上げたわけでございまして、その点ではやはり区別をしたほうが望ましいと思ひます。

○嶋崎委員 その辺の実情も、文部省ではつかんでいただきたといふことは思ひます。それぞれの自主性だから、こうせいあせいということでは

なくて、実際にいま都道府県で、教員の選考試験に際して、どういう過程で問題の作成が行なわれているのか。そして、その問題の全国のデータは文部省にありますか。毎年毎年、各都道府県で行なった選考試験の問題集がありますか。

○岩間政府委員　その問題は、私のほうでは取っておりません。ただ、管理主事がタツチすることがあると申しましたのは、純粹に教育的な観点からやる場合と、そのほかに教員としての資質と申しますか、性格調査その他も必要じゃないかと思惟しますけれども、そういうものは、これは指導主事ではちよつと扱えないわけでございますから、管理主事がやるべきだということを言っておるわけではございませんけれども、そういうふうな別の問題もあるということでございます。

○嶋崎委員　それも文部省のほうで、一度、現在の都道府県で行なっている学校の教師の資格試験、いわゆる選考試験が、いかに愚劣な試験であるかという実情を、知っておいていただきたいと、思います。大学ではこう言ってますよ。どこの大学でもです。民間企業の試験でも、マスコミの試験でも、そういう試験に比べて、学校の教師試験がいかに愚劣な試験をやっているか、これはたいへんな評判です。どこの大学に行っても、私、一つサンプルがありますが、きょうはそんなものはあげません。一つの県の名前が出ますからあげませんけれども、そういうことで資格試験が行なわれている。つまり、大学で単位を取得してしまえば、もうこれで教師の資格はあるのだ、そしてさらに各県ごとにまた選考試験をやっているのですけれども、その選考試験がたいへん愚劣である。しかし、それを受けて登録するのです。そうしなければ教師にならないのです。そして、きまるのは三月、四月一日でないときまらないうのですよ。そこで、やはり都道府県における教員の選考試験というものが、少なくとも人材を確保するというならば、そこにねらいを定めて、少なくともいわずば試験とは違った角度から問題が提起され、しかも、すぐれた人材と判定できるような、そういう

試験でなければおかしいじゃないですか、そう
思いませんか。

○岩間府政委員 先ほど申し上げましたようにこれは選考権者が教育長であるということ、それから各府県ともいい先生をのがすようなことは考えておらぬだろう。どの県でもいい先生はのびてから手が出るほどほしいというふうな事情がございますものですから、これは各府県におまかせしてよろしいのじゃないかという立場で従来まいつたわけでございます。先生の御指摘もございまして、また、参議院でもちよつとこういう話が出たこともございますものですから、私もがそういう都道府県の選考権に干渉するというわけではななくて、一べん参考のためにそういうものを調べてみるということとは、やってみたいと思います。

○嶋崎委員 そのデータも、こしはいまから始まるわけですから、こしし都道府県で行なわれた試験の内容、それについてぜひデータを文集にし、資料をお届け願いたいと思います。

そこでお聞きますが、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第十九条の、指導主事の認定ですね。指導主事の資格要件といえますか、これは、「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。」一般的な規定がありますね。そして「指導主事は、大学以外の公立学校の教員をもって充てることができる。」と書いてあります。前段には学習指導、学校教育の専門的事項について、教養と経験のある者でなければならぬといっているわけですね。そして後段で「公立学校の教員をもって充てることができる。」と書いてあるのですね。この規定の資格要件からして教員でなくてもいいわけですね。教員の経験を持っていなくてもいいわけですよ。かりに公立学校の教員の経験がなくても、「教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他」の専門的な云々とありますね。こういう一般的なものになったと考えられれば指導主事

に選考されるわけですね。そのために都道府県
の指導主事は、どこもかしこもというわけ
じゃありませんけれども、教員経験のない、
いわゆる学識はあるといえるかどうかは知
りませんが、いわば各都道府県でやっている
ことですから、文部省がその人事について
云々いうことはできませんけれども、客観
的に見て、指導主事が公立学校の教員とい
うものを持たないで、卑俗なことばで言
うと、内容の落つる指導主事が任命されて
いるというような傾向はありませんか。そ
んなこととはもちろんないとおっしゃるで
しょうけれども……。

○岩間政府委員　私の経験で申しますと、これはもう学校のそういう実際に指導の経験のある方で、特にすぐれた方をお願いしているということでごさいますして、それ以外の方が指導主事になっていられるというのは、私はまだ聞いたことがないわけでごさいます。それは私の認識の不足かもしれませんが、大体そういうことで行なわれているのじゃないかというふうに考えているわけでごさいます。

○**峰崎委員** 教育委員会法案という社会党の議員立法では、指導主事というものについては特別に厳格な規定をしているわけですよ。「都道府県教育委員会の指導主事は、市町村の教育委員会が管理する学校に関しても、前項の職務を行なう。」といつて、「指導主事は、教育職員免許法の規定による教諭の一般普通免許状を有し、かつ、文部省令の定めるところにより、五年以上校長、教員その他の教育に関する職にあつた者でなければならない。」「指導主事は、当該教育委員会が任命した教員をもって充てることができる。この場合において、当該指導主事に充てられた教員は、その充てられた期間中、教員の職務に従事しない。」こうあります。

こういうふうになわれの教育委員会法案に関する議員立法の中では、指導主事というものに對して、非常に限定した、つまり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律でいっている一般的な規定だと、人事がいわゆるここでいう専門性とか、

それから人格、識見にすぐれているということで行なわれない危険性がありはしないかということから、厳格な規定をしている。ところが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、非常に一般的な規定をしている。ここのいわば現状の認識の違いがあるのじゃないかなという気がするから御質問を申し上げたのです。

そこで、さっきの問題に返りますが、つまりいまの都道府県の教育委員会でやっているところの試験が、企業やマスコミなんかの試験に比べて程度が低くて、これで資格選考試験になるのかというようなものが行なわれているというような実情と、それから出題者が指導主事が中心であるということが大体常識だと思いますけれども、そういうところに関係があるのではないかという気は私です。実情についてこまかな調査をしたわけではありませんが、ただいえることは、現実の資格選考試験というものがたいへんレベルの低いものをやっているということが、大学の中でも学生の中でも、こんなものが教師の資格試験なのかということで冷笑されている。そういう点が人材確保という観点から見ても改めるべき一つの側面ではないかというふうに思うのです。

さらに、これは最初の議論に返しますと、いま就職試験は七月一日からやるのですね。それで大企業は、もう全部大体夏休み中にはみんな就職がきまつてしまっています。大きな大学の場合には、夏休み過ぎまで就職がきまつていないというのは学生のだのくらいでしょうか。二割もないのじゃないでしょうか。ですから、すぐれた教師になろうという教育熱心な学生諸君が、全部単位を取得していても、就職が非常に不安定ということから、実際には人材がどんどん大企業に引き抜かれていつてしまつてゐる、こういう実情が現実にあるということですよ。だから、こういう問題に対して大学学術局長はどう今後考え、また文部大臣もこういう現状をどう改めていくべきかについての御意見をお伺いしたいと思います。

○木田政府委員　先ほどもお答え申し上げました

ように、学生の二割、一般大学の場合には一八%が教員の免許状を取得する、在学中そういう意欲を持って人たちがやれるというものであります。そういう人たちがやはり魅力を持てるような教育界でなければならぬ。免許状を持てるに就職するということ、あるいは在学中に免許状を取るかという気持ちを起こさせるような教育界でなければならぬと思います。いま先生がおありならば大学の学生たちが、教育界に、少なくとも小学校、中学校の教員に回ろうというふうな気持ちを持てないで、今御提案申し上げておられます人材確保の法律案も、そういう心組みをもって努力している一つの方途ではないかというふうな思いでございまして、今後いろいろな意味でなお努力していかなければ、それは在学者の学生の選択というものを前提にした議論になるわけでございまして、職場自体が魅力を持つというふうな、そういう方向を考えていかなければならぬ。しかし、もう一つ、これから先の社会を考えますと、私はやや明るい見通しを持てるというふうな希望を感じております。それは今回のような措置を講じていくことで、そのほかいろいろと世の中の動き全体が、教育界というものに對する価値を高めてくれるであろうというふうな動きを感じる、物をつくるよりも、こうした知識をつくるという教育の世界あるいは子供を愛するという教育の世界に、より多くの価値を持つてくれるであろう、そういう社会に日本が進んでいくという希望を持っておりまして、今回の措置もその希望に即した一つの措置であらうというふうな考えでおります。

○岩間政府委員 問題としては二つあると思っております。一つは、これは採用の開始時期でございまして、けれども、いまのところこれは教育界は被害を受けているというふうなことでございまして、一般の民間企業に對しまして、さらに徹底していただくということは必要じゃないかと思っております。それからもう一つは、これを受け入れる側の、はつきりした予測がつくというところでございまして、一つは定数の問題があります。来年度の定数ははつきり予測できますと、これはそれだけでもかなりの意味があるわけでございまして。現在文部省で定数を定めておられますのは、一つはそういう意味もあるわけでございまして、それからもう一つは、これは退職される方がどれくらいあるかというところがわからないと、定数はきまりませんが、新採用をどのくらいにしていかがわからないわけでありまして、そこで、退職される方々についていま勧奨退職という制度があるわけでございまして、これもまたあまりはつきりした目安がつかないようになっておられます。そこで、総理も施政方針演説の中で言っておられますように、教員の定年の延長というふうなことも申されておられて、そして退職される方のルールをどのように定めるかというところ、それがはつきりきまりました場合には定員がきまり、退職者がきまるわけでございまして、新採用はこまごまはじようというところになると思われます。そうしますと、お約束する時期も早くからお約束できるというふうなことであらうと思っております。そういうふうな制度の面、仕組みの面からこれははつきりさしていくということも必要であらうというふうな考えでおります。

○嶋崎委員 いまの二人の局長の答弁で、大臣はいいです。私の質問の趣旨は、大学学術局長がおっしゃった、この法案は一つのアドバンスで、今後教育改革というふうなものについて、一定の前進的な意味を持つてあらうという、そこの立場は、給与の問題もあるが、実際に採用する大学の制度、それから地方教育委員会を中心とした採用試験並びに採用制度、こういうものの時期、採用方法、時期の決定のしかた、こういう制度上の問題について、現状に合わせるならばかなり抜本的な改革が必要である。現状で一番問題になっているのは企業のエゴイズムなんですから、大学側も大学自治というたてまえになつていまして、文部省の立場に對して云々言えませんが、しかし、大企業に人材を引き抜かれていってしまうという大企業エゴイズム、こういう問題に對しても、文部省側として、国として、つまりこういう法律を出して、先生方の給与を改定してまで人材を確保しようという提案をなさるならば、企業のそういうエゴイズムに對して、早くから採用試験をやつてくる。大学側は引き延ばそう、引き延ばそうとするけれども、今度は教授会を飛び越えまして学生に直結するんですよ。これは私の経験した大学だけじゃなくて、どの大学でもそうです。ですから、学生と直結していきまして、スクープしていつてしまふのです。そのときに、事務職員などとも結びついておられます。単位みたいなものは知らないうちにいくような仕組みにされてしまふのです。ですから実際は企業の人事採用のしかたというのは、先行した形でなわけていく、たいへん大学側も迷惑がっているというのが現状だと私は思います。

マゴギーになつてしまふと思うのです。そういう意味を持つてきはないかという点をおそれるがゆえに、そこの側面について問題を提起させていただいたわけですね。もう一つは、教員の人事の決定の過程で、非常に人的コネクション、教育委員会とのコネクションでもって学校配置がきめられているという実情を御存じですか。○岩間政府委員 具体的に、どの学校に採用するかというところは、やはり校長さんとの話し合いということも必要でございまして、あるいはどのくらい、どういう教科の方を探るかというの、出張所の所長あたりとも相談をするというふうなことがございまして。そういうことで私どもは、配置等については、人的な関係というのとはできるだけ断つて、純粋な形で教員の配置ということをやることが、結局教科の担任の配分なんか適正に行なわれるという点で、学力の向上、教育効果の増大につながるわけでございまして、そういうこととで各県に指導しているわけでございまして。私も人事主管課長会議あたりでは、そういうふうな人事にほかのいろいろな要素が入らないことが一番大事なんだということを、たびたび申し上げるわけでございまして、その場合に先生の御指摘になったようなことがある程度行なわれているのじゃないかというところを感じております。

○嶋崎委員 いまも局長が感じていられると言われるのは、途中に政治家が入ったり、それから地方議員が入ったり、有力者が入ったり、こういう形で小中の教員の配置、採用が行なわれているという可能性が、現実にあるというふうな御認識いただいているのじゃないかと私は思います。私は、筑波のときにも申し上げて、局長と十分に議論はできなかつたのですけれども、制度が何ぼよくても、制度をささえる人間の行動様式がなっていないければ、どんないい制度をつくつたって制度にならないですよ。いまの地方のいわば政治の状況といひますか、それから教育委員会をささえている

人たちのビヘビア、行動様式、その行動様式が、ほんとうに教育というものの筋を通す考えで運用されておればいいのです。それは人間社会です。から、なかなか純粹培養したいにはいきません。

しかし、それにもかかわらず、こういう教育委員会における人事というものが、政治的な圧力とか、そういうものと結びつきながら、土地の名望家であるとか、有力者層と結びつきながら事が動いている実情を、かなり深く認識して対処していかなければならぬと私は思うのです。そういう問題がなぜ出てくるかという背景は、試験が七月から九月に行なわれて、十月に登録がきまって、三月ごろから採用されて四月一日というように、すべての民間の就職がきまってしまつて、先生になりたい人は、資格は持っているけれども、非常に不安定でどこに行くかわからない、こういう現状が拍車をかけているのです。ですから、そういう意味で、人材確保という観点でわれわれが問題にしていくなかには、つまり給与という観点で、一〇%か三〇%にならばいい人材が集まるのじゃないかというようなオプティミズム、楽天主義じゃなくて、そういうものを上げてみたって、現実にはそういう人的なコネクションで人事の問題が出てきたり、大企業でいい人材が採られて、なかなかいい教師が定着しないとか、そういう諸問題を総合的にとらえていく姿勢ないし施策というものをとらなければ、人材確保という焦点が合った政策にならないのじゃないかという点を指摘したかったわけでありました。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕

これについては、実情はわかりません。データはほしいけれども、データを出せと言つたつてわからぬことです。しかしその点は、内容に関して、地方の教育行政の内容に文部省が云々するということとはないにせよ、現実の実情がゆめられた教育界の構造を持っているということを、深く御認識いただいて対処をしていただくことと、そういう採用の制度的な問題について、抜本的な施策というものを検討していただきたいということ

を、要望として申し上げておきたいと思うのです。

いまの教員の養成制度に関連して、これは大学学術局長にお聞きしますけれども、御承知のように、原則は二つの原則、つまり中央教育審議会の審判もありまして、それからまた同時に、教員養成に関する審議会の答申もありまして、そういう一連の中で、大まかに戦後の教員養成という観点からしますと、二つの原則、教員は大学で養成するというたてまえ、しかも四年制という考え方をさつきから出ておりますように、いま短大出の中学校の先生が出てきている、こういう問題を今後どのように改革していくかという問題に関連して、四年制という教育系の大学のあり方と、それから同時に、教員は大学で養成するという原理ですね。それからもう一つは、それに関連して開放制という原理だと思つて、教育大学・学部で教師をつくるという考え方と、一般大学並びに学部で教員をつくるという考え方、そういう意味での開放制という考え方が現実にあつて、二つの柱で制度的な運用が行なわれている、これは質問しなくてもそういう考え方だと思つて、二つの柱で、これは大臣にお聞きするの、政務次官にお聞きすると一番よかったのですけれども、中央教育審議会が四十六年の六月に答申をいたしましたのですね。その直後に、自由民主党の文教部会から教員養成に関する「戦後の教育の反省と批判の上」に」という表題のもとに、自民党が打ち出した教員養成ないし優遇措置方策というものが発表されている。教員養成に関する中教審の答申とこれとを比べてみると、内容的に符合していることがかなりあるというふうに私は思いますが、その点、局長いかがですか。

○木田政府委員 関係者の問題意識に、似た点は幾つかあると考へております。必ずしも同じものではないふうには考へておりません。

○嶋崎委員 そこで、中央教育審議会についているところの教員養成の新大学構想ですね。教員養成の新大学構想という問題に関連して、先ほど最

初に私が御質問をして御回答いただきましたけれども、いまの大学制度の教員養成制度のもとで、中学並びに高等学校の教師は、一般大学・学部の卒業生で教員免許の資格を取った人が、大体六割から八割ぐらいの間を占めているという実情ですね。小学校の場合には、教育系の大学並びに学部を卒業した学生が大半を占めている。そこには短大卒の免許を取った先生方もかなり多い、そういう実情だと思つて、

ですから、そこで問題になることは、教員養成の大学というふうな問題を立てた場合に、教育系の大学並びに学部が、一体どういうところに現在問題点があり、そして今後どこを考へていくことが人材確保にとって重要な点かという点の一つ、もう一つは、一般大学並びに学部における教員養成の今日の制度、この現状と、その中で何を改革していくことが重要な点か、この点については高等学校もありまして、それから保母さんや幼稚園の先生もありまして、それから盲、ろう、養護、これを含めて教員養成のあり方というものを全体的に問題にしなければならぬと私は思つて、今度の法案ではさしあたりは義務教育から始まるけれども、ここには教育職員というものは、第二条の規定によれば養護教員まで含むわけでありまして、それから、当然養護教員を含めての教員養成のあり方というものが、いかに人材確保と深いかわり合ひがあるかという点についての根本的な検討が併行してなされなければならぬ。給与の問題ぐらゐで事が解決するほど、問題は単純ではないというふうに私は考へるわけでありまして。

時間もありませんから、きょうは教育系学部にしぼつて、いずれ時間があれば各項目全部に即して、特に私は乳幼児教育というものがいまから非常に重要だと思つて、ですから、保母さん、幼稚園、ここに焦点をしぼつて、たつぷり一べん議論をさせていただきたいと思ふんだけれども、そんな時間もありませんから、教育系大学並びに学部に関連して、二、三問題を出していきたいと思

思つて、

そこで、いま言いました自民党が打ち出している新教員養成大学構想、新大学構想というものと、中教審のいつているところの新大学構想、こういう一連の答申や考へ方に対して、文部省はいま教員養成に関する新大学構想というものをどう考へているのか、これを最初にお聞きしたいと思います。

○木田政府委員 中央教育審議会並びに教員養成制度審議会、いずれも教育界に人材を迎え入れるために、一つは教員養成の課程の中身を充実させるということと、それからもう一つは、幅広くいろいろな経験を持った方々を、教育界に迎え入れる二つの方途をいつておられたわけでございます。あとの面につきましては、先般の免許法の改正等を中心にして、先般の御議論をいただき、幸いに御承認を得ることができた次第でございます。教員の養成課程そのものを充実するという点につきまして、教員養成制度審議会が建議を出されております。これは初等教員につきましては、その養成を目的とする四年制の大学というものを整備してまいりまして、そして教育内容も幅広いものを考へながら、教員養成大学としての充実した教育、これを実施しなければならぬ。したがつてまた、教育実習等についても力を入れなければならぬという御示唆が出ております。一般大学は一般大学としての一般的な性格の中で、また教職単位を取れる人のために必要な教職単位を充実させるという課題があるわけでございまして、それに対しては教員養成大学は、より充実した教員養成の教育内容を整備できるようにしたい、こういう方向でいま考へておるわけでございまして。教員養成のためには、免許法に定められた所定の教育内容が基礎になりますけれども、それをどういうふうにかつ充実にしていくかということを、これから新しい教員養成の課題としていま検討しておりますところでございます。

なお、この機会に、たいへん恐縮でございますが、冒頭にお尋ねになりました大学院担当手当は

昭和三十八年四月から実施されることになりました。博士課程八％、修士課程四％、こういうことでございました。

○嶋崎委員 この新構想大学というのは既存の教育大学・学部を前提にして、教員養成大学をより充実させるという構想に力点があるのか、それとも一般大学の学部を単位にした教員養成制度の内容を充実させるという、いままでこの二つの柱がありまね。それを内容を充実させるというところに力点を置いた考えなのか、それとも地域的に別に教員養成という専門的な短期大学というものをブロックごとにもつくって、そして新たに教員養成大学という新構想大学をつくる、そういう考えなのか、その点についての基本的な施策について聞いておるのです。

○木田政府委員 いま新構想というふうにいるといわれておりますのは、現実私どもの課題といたしまして、一つは小学校教員の養成増を計画的に考えなければならぬということでございます。その意味では、建議にもありましたように、やはり小学校教員養成のための内容というものを中心にして考えていかなければならぬ。今日まで四十七の都道府県に、それぞれ国立の養成大学があるわけでございますけれども、既存のものに補充のみならず、大学の事情によりましては、新たに別個の大学を考えるということが必要になってくるであろう。そのときに、教育内容とか教育方法でありますとか、それらの点について、従来のパターンままで拡大をするということとでなくて、改善できる点があるならば改善、くふうを考えてみよう。必ずしもこれまでのやってきた類型にこだわらなくともいいという意味で、どういう教育内容を、どういうふうに教えていったらいいか、これをそれ自体として考えてみたいという考えが一つございます。

もう一つは、教員養成大学には、いままで、ごく一部を除きましては、大学院がつくられておりません。いつまでもなくいいというわけではございませんから、教員養成大学に対する大学院と

いうのをどういう方方考えていったらいいか、二つの面から考えている次第でございます。

○嶋崎委員 そこで、教育系大学の実情について、いまおっしゃった意見だと、そういう考え方だと、教育系大学・学部を充実させ、よくしていくということは言うまでもない、また一般大学・学部の制度や内容を充実していくということも言うまでもないが、しかし、小学校教員、これは小学校だけでなく、中学校にも高等学校にもみんななかかわり合いを持つてくと思うのですけれども、主として当面小学校というふうを考えてみて、そして既存の、いわば大学における教員養成の考え方と、開放制という二つの原理、この二つの原理の制度を新たな新構想のいわば大学というふうなものも構想をしながら、専門的な単科大学というものをつくっていくということもやぶさかでない、そういうある意味ではフレキシビリティ、柔軟な対応である、こういうふうな認識していいわけですね。

そうしますと、そこで、筑波の議論は長い間やってきましたから、一言だけちょっと確認して先に進ませていただきたいのですが、筑波大学というものは、東京教育大学が構想されたものを練り上げてつくった、これは私は敬服だと言いますけれども、まあそういううたててまえた。では、今度の単科大学というのは、新構想大学、今度は文部省が設置するわけですね、新たに作るのですから。文部省が設置する大学の大学構想並びに大学管理、ここにも、はっきり中教審の答申の中にも言っておるように、大学の管理並びに大学の内容について、新たな検討をする必要があるということに関連して、新構想大学といわれる単科大学がかりにできる場合に、筑波大学構想とは関係があるのかないのか、その点について、たとえば大学に副学長を設けるとか、それから人事委員会の制度を設けるとか、そういうようなことを指導、助言をするというようなことはあるのですか、ないのですか。

育のシステムを、それに対応する組織をどうするかという御検討をいただいておりますところでございますから、その検討の成果を待って、いま御指摘になりました点は考えてみたいというふうな思っております。

○嶋崎委員 ちょっと聞き漏らしたのですけれども、要望はないのですからね。そうしますと、こちらのほうではそういうサセションはするのですか、しないのですか。

○木田政府委員 どういう教育内容、どういう教官をどういうふうな体制を整えて進めていくかというところを、いま関係者に御議論をいただいておりますのでございます。それを中心にして必要な管理運営の組織というものは、おのずから出てくるというふうな考えております。御検討の成果を待ちたいというふうに思っております。

○嶋崎委員 それでは時間があれですから、教員養成大学に関連して教育大学・学部の現状と問題点に入ることにしますから、いまのところ、新構想大学という問題、そこちょっと聞きたいところがありますけれども、時間の関係であとでそこからは質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○田中委員長 午後二時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後五時十六分開議
○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。嶋崎議員。

○嶋崎委員 時間が途中ま切れになったので、先でまた時間が切れてしまうこともありそうなので、気がいたしますので、最初に、直接この人権法に

関係はありますけれども、いま問題になっている歯科大学の関係の問題についてちょっと質問さし

ていただいて、それから人権法に入らしていただきたいと思います。

十六日の毎日新聞の夕刊に載っているのですけれども、わが党の横路孝弘代議士から、福岡歯科大学の問題について、内閣委員会で質問が行なわれておる模様で、新聞で伝えられているのですけれども、この新聞の解説によりますと、福岡歯科大学事件に関連して、この福岡歯科大学の理事に、前文部大臣の鈴木さんが理事になられていた経過についての談話が載っております。その談話によりますと「鈴木元文相は十六日午後、記者会見し「同大の理事だったことは事実だが、関係者から政治献金を受けたことはないと次のように語った。」として、次のように報道されております。

「認可の直前、文部省の安嶋管理局長から理事に入ってほしい」といわれ、理事に就任した。ところが、ことし三月の入試で定員の二倍を超える二百七十数人をつとめた総坂同大理事長から報告を受けた。定員の二倍を超えるのは常軌を逸している、こんなことでは責任を負えないから、三月三十一日付で辞表を提出している。理事会ではまだ承認していない。こういう談話が鈴木さんの談話として載っているわけでありました。

この福岡歯科大学に関連してわが党の横路さんが質問したのは、大学設置基準に関連して、大学設置基準の委員の方々の間にいろいろな不正なことがあった、設置の認可を求めるにあたって、いろいろな贈収賄的なものがありはしないかという点に関連しての質問です。

私は文教ですから、その角度じゃなくて、最初に、横路さんが十六日の衆議院内閣委員会で取り上げられて鈴木さんがこういう談話を発表しているというところを、御存じですか。

○木田政府委員 いまお読み上げになりました新聞は、私も拝見いたしました、新聞にそういうことが出たこと自体は、読んでおります。

○嶋崎委員 そこで、ここに書いてあることが事実でしょうか。たとえば、鈴木さんが語られた中に「認可の直前、文部省の安嶋管理局長から「理事

に入ってほしい」といわれ、理事に就任した。「こういうふうにはつきりいつておられるわけですね、新聞の解説は。こういう事実があったかどうか。この新聞をごらんになって、大臣並びに局長は、こういう事実経過についてどういうふうに判断されておられますか。」

○木田政府委員 その点はちよつといま、当事者である管理局長が一番よく知っておることです。ございますので、私からはどうも適切なお答えができにくい次第でございます。

○嶋崎委員 大臣、こういう事実が新聞で報道されていることは、ごらんになりましたか。

○奥野国務大臣 承知いたしております。

○嶋崎委員 これがもし事実であるとすれば、このように私立大学の認可の前に、大学の理事に文部省の安嶋——当時は管理局長ですから、管理局長といえは大学学術関係の二つの局長の一つですね、正確な行政上の組織、メカニズムは知りませんけれども、そういう局長が、認可前に、その大学の理事に前文部大臣に入ってほしいと要請をして、そうして理事になった、こういう事実を発表しているわけですね。このことについてどう思いますか。

○奥野国務大臣 名前を正確には知っていないのですけれども、福岡歯科大のほかに、西日本歯科大といいましたか、そういうところから認可申請が出されておったようでございます。いずれにしても、二つの歯科医大を福岡県内に認めることはできないというところから、どうしても設立をしたいのなら、やはり両者一本化すべきだというような話は、文部省当局から持ち出しておったようでございますので、そういう関連において起こっている問題ではなからうか、こう私は考えておるわけでございます。

○嶋崎委員 文部省が、たとえば福岡に二つの歯科医科大学の許可の申請が問題になっている。それを調整しなければならぬというのはわかるのです。そのときに、大学の管理局長が、前文部大臣に一つの大学の理事になってほしいというよう

うにして、理事の人選をきめるという事実についてどう思いますか。

○奥野国務大臣 二つの申請が出ています。それに對しまして事務当局のほうから、やはり一つにしたい、骨折してもらいたいというように、このことを御依頼申し上げたのではないだろうか、こういうふうに向つておられるわけでございます。そういう過程において、いまお話しになりましたようなことは出てきても別にふしぎではないんじゃないかな、こういう感じを持って私はいままでのいきさつを聞いておられるわけでございます。

○嶋崎委員 そうすると、文部省の学術局長や管理局長が、許可を申請している大学の理事になりなさいということ、文部大臣としてはおかしいとは思いませんか。

○奥野国務大臣 経緯は、いざ管理局長をいま呼んでおるようでございますので、参りましたらわかることだと思つてございまして、参りましたらしくは承知しておりますが、二つ、いろいろなところからいへん熱心な御希望があった。一たんはお返ししたような経緯もあるわけでございますけれども、その後教官をそろえて認可申請が出されてくる。その場合には、二つはとも無理だというふうなことから、お世話やきをお願いをした。そういう場合に、お世話やきをしている過程においても、もう少し明確な話になったほうがよろしいと思つてございまして、そういう話が生まれてきているんじゃないかな、こういうふうにお思つておられるわけでございます。いざ管理局長が参りますので、詳しくお答えできると思つています。

○嶋崎委員 お世話をするということ、文部省の局長が許可を申請しようという大学について、あなたが理事になったほうがよろしいというサゼーションをして大学の理事にしているのです。これは筑波大学で問題になった参事会の問題と関連してくるのです。一局長が、そういう大学の理事の人事について、しかも前文部大臣をさせると

いうことは、しかも、この大学は、その後のいろいろな不正問題を起してくるのです。そういう理事の人事に介入しているという事実について、大臣は、お世話をする、そういうことはあつてもいいというお考えですか。

○奥野国務大臣 いま申し上げましたように、二つの申請を一本化してもらつて、一本化して運営がうまくいかなければならぬわけでございます。それから、そういう意味でお世話役を頼む。したがつて、またその責任を果たしてもらつてというふうな意味で、私はそういうことがあつてもいいんじゃないかな、こう思つてございまして、お話しのように、人事に干渉するといふふうにおとりになりますと、それはけしからぬことだ、こういうことになってくるわけでございます。したがつて、そういう経緯の問題でございますから、それは管理局長が参りましたからお答えをしたほうが、誤解がなくていいんじゃないだろうか、こう思つてございまして、御通告をいただいております。それから、おたつたわけでございますけれども、いま急にそういう話になったものでございまして、電話で呼んでおるようでございます。

○田中委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて。

○嶋崎委員 では、もう一つの例について、大臣、大学学術局長にひとつ事実の判断についてお聞きしたいと思つています。

松本の歯科大学です。これは信濃毎日新聞の七月十八日号に載つた記事であります。これも同じく大学の理事という問題と、それから文部省との関係の問題について、一つの新しい疑惑の人事の問題が出ておるのです。

これはどういふことかといふと、もう新聞で御承知かと思いますが、この松本歯科大学の理事について、文部省側が変更届けを保留したというふうな事実を御存じですか。

○奥野国務大臣 承知しております。管理局の問題でございまして、ちよつとしばらくお待ちし

ていただいたほうがいいと思うのでございます。

○嶋崎委員 じゃ、見えたらずその問題を、時間を少しとらしていただきます。問題点だけサゼーションしておきましようか。

松本歯科大学の問題というのは、文部省の設立認可基準に必要な学校基本財産というものが、ないにもかかわらず、あるかのように見せかけて法人登記をして、そして大学設置基準の届け出をやつたわけですね。これがたいへん問題になりまして、東京地検が捜査した結果、設立準備の主役だった二人の理事を公正証書原本不実記載、同行使の疑いで起訴したわけです。

そこで大学はその責任をとりまして、二人の理事を含む理事長ら五人の理事の辞任をきめたのです。つまりこの公正証書の原本の不実記載をめぐって起訴されるという事件があつたので、設置基準のときにしつらえて申請したんですが、見せかけの財産をこしらえて申請したんですから、あわてて理事をやめたわけですね。そこで大学が、あわてて後任の理事をきめたわけですね。その後任の理事をきめたことに対して、今度は文部省と大学の間にこういうやりとりがあるわけであり

つまり結論的に言いますと、ここに言っているのは文部省管理局振興課の官地員一課長ですが、その方の談話が、これも新聞に載つております。その談話によりますと、「五理事が辞任したあと、文部省は大学側と協議し、後任の理事については、文部省側に候補者リストを示すなどよく相談して決めることを約束した。」ここであつていふ意味は、起訴されて、事件が起きて、理事をやめた。新しい理事を選ぶにあたりまして、文部省とそれから大学との間で、次の理事をだれにするかということについての候補者リストを示して、お互いに相談して理事をきめようというところを申し合せていた。ところが大学側では、何ら文部省側に相談もなく選考を進め、いきなり四候補を示した。今度は大学側で文部省と関係なしに四理事をかつてにきめたわけですね。「そのうえ、文

部省側が承認しないのに、登記まで済ませてしまった。これは約束違反であり、監督する立場にある文部省として、届け出を受理することはできない」ということで、この届け出に關しての書類が保留されるという事実が伝えられているのです。

さて、いま福岡歯科大学の理事の問題と、いまの松本歯科大学の理事の選考をめぐって文部省が事前に打ち合わせて、文部省と話し合いができて候補者のリストをつくって、了解の上で理事をこしらえている。つまり大学の理事というものを選考するにあたって、常に文部省がその人事について口出ししないはずの事実がこの二つの例で明らかになっているわけであり、その点について大臣は、こういう方がいかどうかということを実問しているのです。

○奥野國務大臣 松本歯科大学について、事件になりましてから、設置の認可を取り消すべきであるかどうかという議論が起つてまいりました。まさに認可申請の経過から考えますと、私は認可を取り消すべきものと判断をいたします。判断をいたしますが、二百名にわたって学生がすでに入っている。だから文部省は積極的にお世話をしてあげない、そして信頼を取り戻す。認可の取り消しはしない、しかし、積極的に協力してあげない、こういう指令をしたことがございます。その間の過程におきまして、認可申請に三十億円の寄付が記載されておられるわけであり、けれども、事実寄付は求められておりません。関係者の間からこれを帳消しにしたいという希望が私のところにも出されております。私はそれは不穩当だ、寄付すると正式に申し出た以上は、その人たちに寄付を求めるべきだという判断に私は立ちました。

そういう意味で、同時に理事の相談もありまして、管理局長が積極的な相談に乗っているやさきに、いまお話のありましたように、全く別な人をぽんと持ってきたのだらうと思います。私は、そのあり方は不穩当だという感じはいまもいたしております。

いまお話を伺っておりましたが、同時に

認可の取り消しをすべきであるかどうかということまで問題がきたわけでございますけれども、私は学生がすでに入っていることだから、やはり協力をして、松本歯科大学を運営できるようにしてあげない。積極的に協力をしてあげない、こういう指示をいたしました。その過程で、当初は先方側からも協力を求められておったようでございます。そのさなかに寄付の問題もございまして、帳消しにしたいという希望も出されまして、けれども、私はそれは容認できないという判断に立ちました。求めるべきだということをお願いしました。そのようなやさきに、一方的に何人かの理事を管理局長にもたらされたのだらうと思うのでございまして、私は、これはそのまま受け取っておくことで私学についての文部省の責任は果たすことはできない、こう考えるわけでございます。そのまますぐに受け取れないという話、いまだうなっているかという話は私は知りませんでしたが、私も、私はそういう指図をしてまいっておりますので、そういうことはあり得るだろう、それは私は、当然そういう態度を管理局長としてはとるべきだ、こういう考え方を持っておりますので、御理解をあらかじめ得ておきたいと思っております。

○田中委員長 そうしますと、いまの大臣の――

○田中委員長 ちよつと待ってください。

○田中委員長 もう結論ですから――

大臣のいまの答弁ですと、大学設置に關連して、大学側から文部省に申請するにあたって、理事会のメンバーについても、常に文部省と打ち合わせをして、事前に人をきめる、そのことが、大学の設置認可に關して、文部省と大学側が常にうまくいくコミュニケーションの重要な一つの問題だということに、大臣は理解しているのです。

○奥野國務大臣 私は事態によって違ふと思うのです。基本的には私学に干渉を試みるべきではございません。しかし、今度のように認可の取り消しをすべきかどうかという事態の際に、やはり先方側から協力を求められたのなら求められたような話で事を進めなければ、あと、うやむやにして

しまおう、こういう松本歯科大学の姿勢があるとすると、もういへん適當でない。そういう際に、管理局長が必要な助言をしていくことは、これは干渉にならない、文部省のむしろ責任ではなからうか、こういう感じがするわけでございます。すべて一律に御論じいただきませんで、それぞれの大学の具体の事態に応じた措置につきまして、そのことが干渉にわたるかわたらないかというようなお考えに立っていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

○田中委員長 そういふ――

○田中委員長 ちよつと待ってください。もう結論だと言つて、だめですよ、そんなことは。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 では、速記をとめて。

○田中委員長 どうもたいへん申しわけございません。いや、こういう問題がまた教育制度に關係があるのです。

さて、午前中の質問で、たいへん中途のところまで終わっていますが、ここまで来たと思つて、教員養成大学という問題に關連して、局長に質問させていた。返答として、今後の教員養成というものを考えた場合に、既存の教育大学なり学部で教員を養成する、その内容をさらに充実強化させていく場合と、それからもう一つ開放制の原理に立つて、一般大学並びに学部における教員養成の制度を、内容を充実させ、そして制度的な改革というものを考えていくというケースと、さらに教員養成に關する特殊な専門的な単科大学としての新大学構想というようなものを具体化していくというようなことがあり得る。そういうふう

に今後検討していきたいという御回答だったと思つて、

〔委員長退席、内海英二委員長代理着席〕

そのときにちよつと聞き漏らしたのですけれども、文部省が教員養成大学の新大学構想のあり方について、何か審議会とか懇談会とかでいま検討してもらつて、何か委員会みたいなものが

あるというふうに局長おっしゃいましたが、それはどういふものですか、中教審のことですか、それとも教員養成審議会のことですか。

○木田政府委員 教員養成審議会からの建議もいただきました。いま予算上、関係者にお集まりいただき、調査会というふうに略称いたしておりますけれども、新しい教員養成大学の構想を御相談申し上げておる調査会があるわけでございます。そのことを私念頭に置いて御説明を申し上げます。

○田中委員長 その調査会というのは、法律上の制度の中で問題になっている調査会ですか。法律的な組織原理に対する保証のある調査会ですか。

○木田政府委員 四十八年度の予算でお認めいただきました。六月からだったか、五月の終わりに達したかと思つてお集まりいただきました。こういう性質の調査会でございます。

○田中委員長 そうしますと、その調査会は、單なる諮問機関ですか。文部省で正規に、たとえば中央教育審議会とか教員養成に關する審議会とか、そういうわれわれがオフィシャルに確認できる審議会ではなくて、プライベートな諮問機関ですか。

○木田政府委員 事実上、御相談を申し上げておる集まりでございます。

○田中委員長 そうしますと、そういう新しい将来の文部省がつくっていく新構想の教員養成大学というものについて、われわれ国会も何も知らないまま、文部省でいわれる専門家と称せられる人たちを集めて、そして自主的に討議されているものですか。

○木田政府委員 基本的な方向につきましては中央教育審議会、さらには教育職員養成審議会の建議等の方向があるわけでございます。それをどういふふうに具体化できるかという具体の問題として検討を御相談申し上げておる次第でございます。その案がまとまりまして、法律をもって措置すべきものについては国会にまた御相談申し上げます。

る。運営上の問題で改善ができる問題については、また予算その他の措置を通じて御相談をすることはございましょうが、文部省のやれる範囲でやることならば運営上の問題として措置をしていきたい、こう考えております。

○嶋崎委員 ちよつと、では脱線なんですけれども、さっきの質問の最後に、何だかよくわからなかったものですか。そうすると、その調査会はキャップはだれで、メンバーはどういうメンバーで、そしてその会議は予算がきまつているのですから、委員会手当みたいなものが出てくるわけですね。正規のもので、そうするとキャップはだれで、どういう専門の、どういう委員が集まって、そしてどういう会合でいままでもどうい

討論をしてきたか、その内容についてお知らせをお願いしたいし、その資料を要求したいと思ひます。

○木田政府委員 名簿関係の経費等はすぐにも差し上げられると思ひます。いま御討論をいただいております中身はまだ何らまゝとおぼしめてお

○嶋崎委員 そのキャップはどなたですか。

○木田政府委員 甲南女子大学の学長をしておられます。二天という方でございます。元京都大学の教育学部の教授をしておられました。

○嶋崎委員 ほかに委員は何名くらいですか。

○木田政府委員 二十二名ほどの教育者ををお願いをいたしております。大体教員養成大学の教官またはその経験者、それから小中学校の現場の御関係の方々、そのほか学識経験の方をお願いを申し上げております。

○嶋崎委員 それならばその調査会のメンバーのキャリアと、それからいままでも何回くらい会合があったか、それからどういふメンバーなのかについて資料を提供していただきたいと思ひます。さて、そこでもとに返りまして、この新しい教

員養成の大学については、いまおっしゃったように、文部省のほうで、新しい構想について専門家を集めて、現在調査会で検討中だということ、それが出てきて、その構想をめぐって、また私ども審議させていただきたいと思ひますが、その既存の、いままでの教員養成の教育大学・学部と、それから一般大学・学部の教員養成制度の中で、何が問題なので、新しい構想の教員養成大学を、新たに設置するということが必要になってきているのか。つまり既存のものを充つたということだけで事は足りないので、新しい単科大学構想というものを打ち出してくる根拠はどこにある

○木田政府委員 先般教育職員免許法等の一部改正案を御審議いただきました際に、教員養成の改善方策についてという教員養成審議会の建議につきまして御検討をいただいたと思ひますが、そのなかで、そこであつてあります教員養成の今後の考え方、この中で全部の学校に一律にということでないまでも、これを受け入れてやってみたらどうか、こういう形でやってみたらどうかというよう

な改善点を、とりあえずこれからつくる新しい大学で取り上げていくということは一つの試みである。ですから、ここに指摘されておりますような改善点というものを、既存の大学との関連を考へながら、既存の大学がすぐ同じものにならなければならぬということではなくて、これを思い切つて取り入れた教員養成の大学というものをどういふふうにつくつたらいいか、こういう方向での御議論をいまいたいておる次第でございます。

○嶋崎委員 それは、ですからいまからの問題になるわけで、そこで二、三お尋ねしますが、現在の教員養成の教育系大学の現状をちよつと見てみましても、教育学部が講座学科目非常に急速にふえている時期があります。昭和三十九年あたりを境にしてだと思ひますが、その点について、他のたとえば大学の文学部だとか、それから理学部だとか、経済学部だとか、そういう大学の学部と

比べて、教育学部が講座学科目制が急速にふえていることについてのデータ、それは文部省にありますか。

○木田政府委員 その関係データもお示しを申し上げることができると考えております。教員養成大学が教育大学というふうには呼称も変えさせていたしまして、そして教員養成を充実するための教官を鋭意充実するという努力を政策的にも進めてまいりました。したがひまして、他の学部と比較して、かなり教官の増その他を意欲的に進めてきたというところはございます。

○嶋崎委員 私、孫引きの資料ですから、文部省のファースト資料がいただきたいものですから

そこで、昭和三十六年の段階とでもいいまいしうか、大体昭和三十六年、七年ぐらいの段階の大学の文学部、理学部、経済は比較的似ていますから経済学部、そういう点での学部講座学科数、それと四十一一年を境にして昭和四十一年から四十二年ぐらい、ないしは最近の幾つかの他の学部と比較してみても、講座学科数、それがどんなふうに変化しているかについてのデータをわかりやすく、読めるデータにして提出をお願いできますでしょうか。たとえば私は国大協の資料で見えていますから、これはセカンドソースですから、はたして正しいかどうかわかりませんが、文部省のほうで、たとえば国大協の資料によりまして、教育学部が昭和三十六年段階では、講座学科の数が三十三だったのです。これは講座学科目が千四百七十六ですが、この数字ちよつと読みにくいので、これも、それが教育学部では、この三十三という、これは何でしょうかね。教育学部の講座学科目で、一四七六(三三)と書いてありまして、それが六十四に倍増しているのですよ、四十年を境にして、これはこういう趣旨ですか。一四ページです。一四ページのこの「国立大学講座及び学科目」の表です。この表で昭和三十六年から四十一年にかけて急増していますね。千四百七十六が二千八百九十一になって、そしてカッコの中

の三十三が六十四になっていますね。これは講座ですか、科目ですか。

○木田政府委員 いまおあげになりましたこの数は学科目の数で、カッコの中がその講座ではな

いかというふうに考えます。それで、先ほど御要請になりましたデータでございますけれども、これは学生の増募との関係がございまして、いまさき御要請になりました他の学部と比較してどういふデータがなかなかとりにくい。で、ここにあげておりますのも、それぞれの年次におきます講座学科目の数があつておるといふことでございまして、教員養成大学は全科学部でかなり用意しなければならぬという性格がございまして、どうしても学科目を整備いたしてまいりますと、学科目の数としては非常にふえてくるということがござい

ます。そして、教官一人当たりの学生数という点で、先ほどのお尋ねにお答えをさせていただきましたと思ひますが、教員養成学部は教官一人当たりの学生数が三・七でございまして、国立大学全部の平均が四・〇人になっておりますから、平均よりは低いほうであるといふふうに申し上げることができるといふ次第でございます。

○嶋崎委員 そうしますと、この一四ページに国大協が出しているという表ですね。この表は科学的な根拠はないのですか。

○木田政府委員 科学的な根拠がないというわけではございませんで、この国大協の一四ページの表にも一講座当たりの教官数とか、一教官当たりの学生数というのがあるわけでおぼしめてござい

ます。それから、先ほどカッコの中が講座というふう

○嶋崎委員　そうしますと、私どうもこの表は、資料のいわば原点が非常に不明確なものですから、信用していないのかどうかわからなかった、だから、これで立論していいかどうかわからなかったものですから、それでいまこのデータの客観性について質問してみたいのですけれども、かりにこれが一つの傾向値としていえるのであれば、教育学・教育学部というのは、経済学部と比較的

い、こういう点も同時に問題なわけですね。

　　こういうふうに見てまいりますと、その教育大学の現実の大学の整備状況ということを判断してみますと、昭和三十九年あたりを境にして、国立学校設置法の改正が行なわれ、そして文部省の省令でもってカリキュラムや課程についてのいろいろな指導が行なわれ、そして教育大学の中に、教育系の学部の中で学科目が非常にふえてきますね。

そういうことがございますから、教員養成大学としての整備充実には、文部省としては戦後ずっととかかりな力をさいてまいりました。特に昭和四十年代に入りまして、教官の整備につきましても、それは確かに振りかえではないかというようなこの数字の上での御意見もございますが、学科目制をとっておりまして関係上、教授のポストをふやしていただくといったようなことを通じまして講義内容の充実につとめてきた次第でございます。ただ御案内のように、大学院がまだ修士で二大学しかできございません。それ以外は、旧制大学に設けられておる教育学の大学院でございます。今後教員養成大学にどのような大学院をつくるかという

は、学科目制をとる場合もあれば講座制をとる場合もある。しかし、学科目制の課程の場合は、これは教育上必要な見地から考えて、教官は研究教育だ。そして講座制の場合は研究教育上の科目であると同時に、学科であると同時に、教官は研究教育上の教官を配置する、こういう考え方ですね。しかも、この前に、やはり憲法二十三条の学問の自由だとか、それから大学の基本的なあり方とい

うものを前提にした上で、学部制と学科制という二つの現象形態といえますか、あらわれ方を規定したものだといふふうにまず確認ができればと思ひますが、いかがですか。

○木田政府委員 学部制に専攻により学科を設けるという考え方は、主として特定の専門領域を中心とした学部教育、学部学科のことを考えておると思ふのでございます。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕

学科目につきましては、学生の教育という観点を中心にして必要な整備を考えていくということが主眼になっておる。したがって、学科目制と、それから講座制——講座制は主として学部、学科、講座ということで、ちよつと極端な言い方になりますけれども、戦前から大学院大学を中心にした考え方で書かれておるし、それから学科目制というのは、この基準ができたときの考え方は、やはり専門学校等から大学に上がつてまいりましたその教育領域あるいは一般教育の領域、教育という観点から教官の整備を考えていくという場合の考え方でその区分ができておる、このように考えております。

○嶋崎委員 そこで、教育系大学の学部ですね。これは教養部、ここである学科目制ですね。教養部は、いま筑波でもたいへん問題になったアンダーグラデュエイト・スクールの性格を持った教養部というものを考えると、講座制ではなく科目制という学科制の制度をとってきた、その教養部のいわば科目制のあり方と、教育大学・学部、教育学部の場合は、教養部と同じように講座制ではなくて学部学科制という考え方で、教育系の教員養成の学部の科目は、そういう仕組みに制度化されておるといふふうに判断してよろしいでしょうか。

○木田政府委員 概観して、そういうふうな御理解のことではないのかというふうなふうに考えます。

○嶋崎委員 そこで、私がいへん問題になりはしないかと思うのは、この大学設置基準でいって

おる学科目制と講座制という考え方は、やはりいままでの、戦前までの大学から新しい大学に切りかえていく過程で、そして憲法二十三条にいうような学問の自由を前提にして、そしてその上に立つて科目制をとる場合もあれば講座制をとる場合もある。片一方は教育に力点があつた、片一方は研究教育というふうな性格を規定し直さなければならぬという、こういう考え方に立つておるのだと思ひます。

ところがいまの局長の説明にもありますように、昭和三十八年を境にしまして、国立学校設置法の一部を改正する法律の第七条に学科目制をとる大学についての科目について——国立学校設置法第六条の二、第七条ですね。第六条の二並びに第七条には、「学科及び課程」という六条の規定と、それから七条の講座に関する事項と二つあります。そしてここには第七条を讀んでいただくとあれですが、「国立大学の学部又は学科に講座又は学科目を、国立大学の教養部に学科目を、国立大学の大学附置の研究所に研究部門をそれぞれ置く。」と書いて、第二項で「前項の講座、学科目及び研究部門の種類その他必要な事項は、文部省令で定める。」これが国立学校設置法の三十八年の改正の趣旨ですね。これに基づいて文部省は昭和三十九年の二月に一般に省令カリキュラムといわれておるものが出来たおるといふ点が——ここでこの国大協の首の方は、私はどういふふうな理解してよいかわからないのですが、それに関連して質疑させていただくのですけれども、昭和三十九年二月に、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令というのを文部省がお出しになつておるわけですね。そしてこの省令でもって、いままでの学科・講座制という考え方を、学科・科目制ないしは課程制という考え方を、教育系の大学に適用しながらカリキュラムを再編成しているのではなからうかと思うのです。この教育六法はそういう大事なものが載つていないのですから中身はさっぱりわからないのですけれども、この法令集の編集もちよつと考

えたほうがいいですね、これは余説ですが——。そこで、このことに関連してですけれども、昭和三十九年に省令カリキュラムが出来た、そして教育系大学・学部にもそのすぐ科目がふえ始めたわけですね。たとえば国語第一、第二は、国語学とかその他三つも四つも、こういうふうなものが要るのではないかと出してくる。そうしますと、教育系の大学では科目がだんだんとふえてくるわけですね。つまり教員になるための資格、そういうものを持つためには、これだけの科目を勉強しなければだめだということで、だんだん科目が専門化され、個別化されてくるわけですね。しかも、それが特色のある教育系大学だけにやなくて、どこの大学にも大体この程度の科目を履修しなければならぬという教養学科の課程がずつと広がつてまいりますね。そのことが実は最初の、ここでもいっているように、科目は非常に急速に講座といふかっこうで——三十三のさき言ったやつですね、いわば教育系学部の科目は非常に急速にふえておるのに、それに見合った専門的な教官がふえない。だから、単位は一ぱいとることになつておるけれども、一人の教官が幾つかの科目を担当しなければならぬという仕組みになつてきておるのじゃないでしょうか。その点はどうかしてはいるのですか。

○木田政府委員 ちよつと誤解があるのではないかと思います。いまおあげになりました国立学校設置法の六条の二でございしますが、「国立大学の学部、文部省令で定めるところにより、学科又は課程を置く。」と書いてございすのは、工学部に電子工学科、電気工学科、機械工学科というふうに学科があるということと、その学科名を書いておるわけでございます。ここで「課程」と申しておりますのは教員養成学部には小学校課程、中学校課程、幼稚園教員養成課程、こういうものがある。これは教育学部の場合には工学科というわけにはまいりませんので、幼稚園教員養成課程とか小学校教員養成課程、特殊教育の教員養成課程、こういう意味での区分があるということを示しておるわけでございます。そして第七条でそれぞれの学部、学科に今度は「講座又は学科目を、」と書いてございすのは、教官の組織を書いておるわけでございます。ですから、学科目に就いて教官がそこに配置されるということでございます。学科目の看板だけがあつて教官がいないうという学科目はないわけでございます。教官の組織としての学科目がふえたということでございます。ですから、各目だけの学科目ということではございません。それを明確に省令の上で各大学の御要請によつて予算をつけておるわけでございます。ですから、学科目が多いということ、学生がどう履修するかという問題とは全然別なことでございます。

○嶋崎委員 わかりました。私はどうもここがよくわからなかつたのですから——。そうしますと、教育系大学の学部における課程というのは、省令でいっている課程は、小学校、それから中学、それから高校、それから養護、特殊も含めて、いろいろの課程ですね、その課程に即して学科目が、小学校の場合の幾つかの科目が、それぞれの課程に応じてある、その科目の内容は、この省令でいっているものではないわけですね。この昭和三十九年の二月の国立大学の学科及び課程、並びに講座及び学科目に関する省令、ここにいっているのはその中の細部についての問題じゃないわけですね。

○木田政府委員 この昭和三十九年の二月の省令は、それぞれの大学の講座、それから学科目というのを、個別にみんな拾ひ上げて並べたものでございす。でございすから、私どもの手元に持つておきますのは、このくらいのものでいいものになるわけでございます。大学の講座の戸籍簿みたいなものになつておる次第でございます。

○嶋崎委員 どうもここがよくわからなかつたのですから——。そうしますと、一九ページに国大協の見解として述べられていることはどうなんですか。最後の

ほう、一九ページの下から六行目に、「その意味で、課程・学科目制には学問研究の保証が欠落しているといふべきであり、また『教育上』の必要と

目的養成の意味での『必要』が優先・独走する危険を内包しているものである。」こういつていますね。

「さらに、教育系学部における課程・学科目制の固定は、教員組織、教員負担、予算措置および施設の基準面積、設備基準などの上での『格差』形成の要因となっているといふことができる。」こう述べています。いまのところわかりません。局長、一九ページの一冊下のパラグラフ、教員組織、教員養成課程の問題点として省令カリキュラムというものが出てきたから、教員養成に主としてあずかる教育学部は、課程・学科目制に組織されることに

ワクづけがつくられて、そして他の学部と違う特殊な構造が与えられた、こういつて、そのことが結局は学科目制というのは、教育を中心にしてカリキュラムの編成が行なわれて、そして学生はそれを選択科目でとっていくんでしようけれども、そこに力点がかかってきて、いわゆる教育研究という観点よりも、教育的見地からカリキュラムがふえてきて、そしてここであつては学問研究の保証というものが欠落していくという情勢、

そういうようなことがつくり出されてはいないかという趣旨の批評ですね。これは当たっているのですか、当たっていないのですか。

○木田政府委員 この批評は、ちよつといただきかねると思つておるのでございます。昭和三十九年に学科目省令等を明確にいたしました。そして教員養成大学に對しまして、必要な学科目の整備、すなわち、教員の拡充をいたしました。そのときに教員養成大学というのは、かりに百名なら百名の教員がおつて、好きな学科目を構成しておればいいのだということになりますと、これは計画的に整備し拡充するといふことができないわけでございます。ですから、小学校教員を養成するための必要な学科目というものをどれだけ考えなければいけないか。それはどの小学校教員養成

成課程につきましても、同じような基準があるべきである。

そこで、三十九年のこの当時に、現行の体制を全部明確にいたしまして、そしてそれぞれ加えなければならぬ、整備しなければならぬという課題を明確にした、そして共通の目標を持つて、そこに各大学が整備をすべく努力をする、そういう方向で私どもも予算を拡充するといふことにいたしました次第でございます。ですから、教員養成大学の小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、あるいは特殊教育のそれぞれの養成課程に對して、ある学科目の体制を念頭に置きながら整備をして

くる、その限りにおきましては、各大学とも同じような目標を持つておるといふことは言えようかと思ひます。しかし、これはやはり教員養成大学が、教育内容として、これだけのものは少なくとも整備しなければならぬという基準を追つかける限り当然のことでありまして、これをある数で、好きなように研究者が研究をするんだからということでは、やはり教員養成大学にならないのではないかとこの一冊の二ページに御指摘になりました批評はやはり必要な教育の体制を学科目として整備をしていくといふことがまず第一に必要だといふふうに考えます。それに対してどのような今後は研究余力を持たせるかという点は、今後の課題であるといふふうに考えております。

○嶋崎委員 時間がたいぶあれですから、管理局長が見えたようですから、問題点をあつと指摘して、いまの教育系学部の結論を急ぎたいと思つて、このあととそれについてまたこまかに質問をしたい、ここに出てくるいろいろなデータ、たとえばこの点はどうか、二二ページ「教育系課程別学生と学校種別免許状取得の状況」といふ表がありますね。この表の中でたとえば一つ例を申し上げますと、小学校養成課程というの

がありますね。この小学校養成課程で卒業者が八千三百十三であつて、そして小学校の二級、二級免許をとつたのはほとんど一〇〇％に近いといふとつていますね。ところが、中学の二級、二級は五千と千ですから、大ざっぱに計算して小学校課程の先生方が約七六％くらい中学の免許をとつて

いるわけですね。同時に今度は高等学校の二級、二級免許を見ますと、これはちよつと計算してみると、五九％くらいになるんですね、四千八百九十九という数字が、この八千三百十三といふこれ割合でいきますと。

こういうことに出てくる表を大ざっぱに見ますと、私の判断するのには、いまの問題と関連づけ、私はまだ結論を持つておりませんから、わからないのですけれども、教員養成大学の非常に大きな問題点になるんじゃないかといふ点が確認できればそれでいいのですけれども、つまり教育系の学部がおつしやるように確かに教員養成をやつていくためには、科目が計画的でなければならぬ。だから、先生方が好きな科目だけやつていて、おれの単位をとれば教師になれるといふようなことであつてはならないのですから、当然計画的に、教員養成といふことで学科と科目といふものを考へてしなければならぬと思つて。

ところがそういう計画的な教員養成の科目を設定していても、実際に学生が今度教員の資格をとるときに、単位の取得状況といふものを見ますと、ここに出てくる表の意味は、専門的な勉強をせぬわけですよ。簡単に言えば、おれは小学校の教師になる免許に必要な単位だけとつちやう。小学校だけじゃなくて中学校の教師になる免許もとりたいんだ、高等学校の教師になる免許もとりたいんだといふふうにして、学生諸君が科目を見て、そして単位履修に必要なものをとつて、ねらいはたくさん免許をいかにとるかといふところに集中してつて、そして結局たとえば小学校の先生になるのに、小学校のいわば免許状に必要な単位は全部とつてくるかもしれないけれども、たとえば児童心理とか、それから子供の生

理とか、そういうものについて深く研究していくといふような方向にいかず、形だけの単位をそろえれば、資格さえとつちまえばいいといふかつこうで運営されていくといふのが、どうもこの表の持つてくる意味のように私は読み取れるわけですね。

そうなりますと、つまり文部省の側が各大学について省令カリキュラムといふものを考へながら、教員養成に對して計画的なものを打ち出しているにもかかわらず、大学側の受け入れ体制がそれに対応した教育や、それからまたいろいろな諸条件が十分でないまま、学生のほうは幾つかの免許に必要なものを拾つていっちょやつて、そしてたとえば専門的な研究をやつていふ者がいないとか、専門的な研究をやつていふ者がいないとかいふようなことも関連して合つて、それでこの単位取得で資格をとるところに力点がかかつて、教員の専門性という観点から単位を履修していくといふような傾向になつてこないんです。それが相互に何か関係しておられるしないうかといふ、これは私、しろうとですからわかりませんが、この表の言つていふ意味は。

この表のあとに今度は「教育系卒業生の免許状取得」をあげてありますね。その下には「教育系卒業生の免許状取得」のH大学の場合をあげてあります。この表がどういふデータに基づいてるか、正確かどうか、私もその点確かめられないのですけれども、この一連の表を基礎にして解決をしてきたこの考え方は、結局は免許状をとることに力点がかかつて、教師の専門性という観点からの履修の課程にならない。それがどこからくるのだらうかといふことについていまの教育系大学の学部のその学科制といふものと、関係があるんじゃないかといふふうにここまでは言つていふのじゃないかと思つてます。その点のつながりは、局長どう思ひますか。

○木田政府委員 いま詳細にこれを読み通していただくわけじゃございませんので、ここに書かれておること自体がどうかといふことは別にいたしま

す。

御指摘がありました小学校教員養成課程の学生が八千人であつて、それは小学校教員の免許状を持つておるが、ほかにそのうち六千人は中学校の免許状もとり、五千人は高等学校の免許状も持つておる。一人で免許状を三枚も持つておる。これは確かに問題ですから、小学校教員養成課程に入つた学生は、小学校の教員としての充実した勉強をして卒業し、小学校の先生になつてもらうというのが一番願わしいというふうに考えます。しかし、学生側の希望もあることでございますから、学生側はできるだけ高等学校の免許状も持つていて高等学校に行きたいという希望があつて、それをある時期かなり大目に見てきたということがございます。最近、学生の指導上も、それらの点をもう少しただ必要な単位だけ百二十四単位でなくて、百八十単位もそれ以上も学生が単位だけをとりまくるというような指導のやり方は少し考え直さなければいけないのじゃないか。

と同時に、小学校の教員につきましても小学校教員全科であります、全科を全部のべつまくなしにやるというのでは、やはり学生に対する魅力もないから、人文系とか、自然系とか、芸術系であるとか、それぞれにウエイトを置きながら全科を履修する、こういうような指導のしかたをしなればなるまい、こういう方向に教育大学の関係者の反省と改革の方向が向かつております。この表は必ずしも教育が貧弱だからということではなくて、学生の、できるならば、中学校、高等学校で教科別の先生になりたいという気持ちがこの数字になつてあらわれておるといふふうに考えております。

○嶋崎委員 そこで、もう時間がありませんし、あまり長い時間とつてもあれですから、ここで国大協の調査研究報告書ですね、これの「教育系大学・学部」の整備状況、それから「教育系大学・学部における課程制の問題」、それから「教育系大学・学部に関する今後の課題」といふふうに

して締めくくられてゐる。それぞれの章について、私はまだ高等学校のところまで精読しておりませんから、あとはいづれまた勉強させてもらつて質問させていただきたいと思つたのですけれども、教育系学部のこういう国大協で提起をされてゐるこういう問題について、これに対して文部省の側はこういう立論のしかた、こういうデータのとり方、それからここで言つてゐる課題、こういう問題に対してどういふふうにか考へるのかについて、できれば、あつてませんけれども、一つの回答の文書を、私たちが勉強していくために必要な資料として、文部省側の考え方をこれに基づいてお出し願へるかどうか、たいへんごめんどうでしうけれども、細部にわたるとなかなかわからない問題が多いものですから、そういうことは可能で

すか。

○木田政府委員 かなり詳細な報告につきまして、一々の項目を批評するといふふうなことになるますと、かなりの作業量であり、また慎重な論議を重ねなければならぬので、右から左に御要請に應ずるといふことも至難のことではなからうかと思ひます。

ただ一般的には、教員養成大学の教育が、教官の立場でもう少し研究といふことを中心に教員養成を考へたいといふお気持ちがこの報告の中にあるのではないかと推察するのでございます。しかし、教員養成といふことにつきましては、教育が自分の専門とすることを研究するといふ角度だけで問題をとり上げていくわけにはいきまい。やはり小学校教員としての教育の中身を整備し充実していく。それを基本にして考へるべきものだといふふうに、非常に大ざっぱな概括意見でございませうけれども、私も考へておるところでございませう。

○嶋崎委員 最低、この教育系学部に関するところ、これについていづれ課長とでも、呼んで議論させていただくことにしましょうか。

それはそれでいいのですが、最後に一つお聞きしますけれども、憲法二十三条にいう学問の自由

というのは、小・中・高等学校の教育とどうかかわつてゐると思われませんか。大臣いかがですか。憲法二十三条にいう学問の自由といふ憲法上の要請は、小中学校の教育とどのような関係があるかという点についての意見を――。

○木田政府委員 小中学校教育とどうかかわるかといふことでございしますが、一般的には、ポロ判決にも出ておりますように、憲法二十三条の学問の自由は、大学といふ教育研究の場において一番その実質を確保するべきものであるといふ考へ方を私もまたとるわけでございませう。

小中学校の教育は、教育そのものの場でございまして、学問研究の場ではございせんから、その意味では憲法二十三条の規定は間接的ではないかと考へます。個々の教員あるいは個々の学生が、市民として学問の自由を持つといふ点は、小・中・高等学校、大学あるいは一般の市民も通じて同じかと考へます。

○嶋崎委員 私は、こう考へるのです。ここでまた、長い議論をしても始まりませんが、小中学校教育の場合でも、たとえばおっしゃるやうに、小中学校の教育課程は小学校教育、つまり子供たちの発展の段階に応じてそれをエデュケートしていくことが教育の課題なんですから、それに応じた教育といふのは、当然それ自体学問の自由と直接関係はないと思ひます。しかし、子供の生理といふものをわれわれはどうつかむかといふことについて、学校の教師は一定の専門性を持たなければ、ないしは子供の発展段階といふものに對する科学的な認識を持たなければ、それに対して引き出す、エデュケートしていくことはできないと思ひます。そうなりますと、当然大学のアカデミックフリーダムで問題になつてゐるところの生理学的、そういう学問的な成果と、小中学校の教師の教育とは密接不可分だと思ひます。つまり学説がいろいろあるわけですから、たとえば自然科学の場合には別としても、いろいろな一つの科目をとらえる、学科目の中身をつかむための方法論といふものを考へてみますと、その基礎になるもの

のは大学におけるアカデミックフリーダムの中でいろいろな学説の対立があるといふことが、実は小中学校の教師の場合でも、その意味での学説的なものを踏まえて、子供のいわば発展段階をとらえるといふ方について意見の違いが出てくるのはあり得ると思ひます。

そういう意味で、学問の自由と憲法二十三条でいつてゐるのは、大学だけではなくて、イギリスでいつてゐるやうなアカデミックフリーダムの考へ方をとるべきなんです、小・中・高等学校の場合でも、大学におけるアカデミックフリーダムの中でつくり出された成果といひますが、そういうものが教育研究の研究者のいわば教育理念であつたり教育の方法であつたり、そういうものを媒介にすることによつて、非常に多様な子供たちの発展段階をエデュケートしていくやり方といふものがきまつていきやしないだらうかといふふうに私は考へるわけでありませう。ですから、昭和三十九年の憲法調査会の答申の中で、憲法二十三条でいつてゐるアカデミックフリーダムといふのは大学の問題なんだとあつて、高等学校、小中学校とは関係がないといふ断定をしていく考へ方、この考へ方はたして妥当であるかどうかといふ点がひとつ論争的な問題としてあるのではないかと私は思ひます。

そういうふうに考へてまいりますと、教育系大学の学部の教育も、学問研究の自由といふものを前提にした教育研究の主体であり、そうでなければならぬ。同時に、そのことはストレートに教育の内容にあらわれるのではなくて、確かに教育といふものと自分の研究領域でやつてゐることは切り離されながらも、その教育的な見地に際して結びついていくといふつながりをもつてあらわれたいふふうに私は思ひます。これは私の考へ方です。

ですから、この国大協でいつてゐる趣旨は、結局教育系大学の学部といふのは、教育に力点を置いて、極端にいうと教育研究という観点を持たなくてもいいといふやうな方向に教育系大学のあ

あれやこれやで、さっきの質問もあとでもうちょっとやりたいものですから、ここで締めくくりたいのですけれども、午前中の質問で私が言った、いまの教員養成というものを考えたときに、たとえば先生方の給与を一〇%上げれば人材が集まるであろうという楽天主義、オプティミズムは、現在の制度の中ではそうはなりませんよというふうに私は判断する。一つの側面の一要素であるかもしれない。しかし、そのほかに、たとえば入社試験の時期とそれから学生採用の時期をどうするかという問題、それから教員の資格をとった人たちが三月なら三月の段階で、非常に不安定な状態になるという制度的な仕組みの問題、こういう問題について、かなり抜本的な改革をやらなければ教師の人材というものは確保できないのではないかと。

組み、それから大学教員養成制度のあり方、こういうものを考えてみると、この法案で大きくいつている、日本語として「すぐれた人材」という日本語はないと思うのです。人材というのはすぐれている者をいうので、だから、すぐれた、すぐれた人材、二つのことばを同時にしゃべっているようなものだと思うけれども、ほんとうに人材を確保していくという観点で今日の教育問題に対処していくには、大臣が本会議で言われたような、選挙公約で云々というようなことじゃなくて、抜本的な制度、それから現実の運用のあり方、それから教員の給与、教育労働の位置づけとか、全体を総合的に考えていかないと、今日のような情勢のもとでは学校教育にいい人材が集まるという楽天主義はとてもむずかしいのではないか。いままでの先生方が人材ではないという意味じゃなくて、よ

LO・ユネスコでは、二倍というような勧告があるようですが、詳細は政府委員から御答弁申し上げます。

ただ、一つお願い申し上げておきたいのは、私たち決して楽天主義じゃございません。楽天主義じゃございませんから、国の最高權威である国会において、教職員の給与は一般の公務員に比較して優遇されなければならないという基本方策をきめてください、この旗じるしをきめていただいたら、教員の給与を大幅に改善していくことができるという、やはりこの旗じるしをくれないければ、私たちは目的を達成するために非常に困難を感じる、こう考えますので、ぜひ御協力をお願い申し上げます。

○岩間政府委員　先に数字を申し上げますと、小學校の場合は、日本が二・七五倍、アメリカが

金体系というのは、ずいぶん変わってきているわけですから、そういう意味で、単に社会保障制度との関連で、日本の場合にはその格差が大きくていいという肯定的な議論には必ずしもならない。だからいまだに校長さんの給与が低いところにいて、初任給を少々上げてみたって、民間から見てもまだ低いといわれるような実情が残っているわけで、やはりほんとうに教員に人材を確保するためには給与というものを改定するならば、相当科学的な、それはいまの体制のもとでは、人事院のほうで科学的検討をやって、大ワクをどう具体化するのかということになるのでしようけれども、これを議論していたってまだいぶたくさん議論しなければならぬことがありますから、私はもう述べませんけれども、問題は、一〇%というような法律的なワクで事が始まったからといって、人材が

りいい先生を集めるには、それはあまりにもオプティミズムなんじゃないかという意味で、私は教員養成のこの法案の出し方そのものが非常に一面を強調しているのではないかというふうに考えるわけであります。

う集まってくるというふうにはいまのところ考
えるわけにいかない。プラスチックの一つの要
因であっても、それだけでもって事が処理される
ほど単純ではないというふうに考えるわけであり
ます。

すけれども、時間もとりますから、この問題はこ
の辺でやめさせていただきます。

最後に、ほんとうは人事院にお聞きしたかった
のですけれども、一つだけ大臣にお聞きしておき
ますけれども、先進国、たとえばアメリカとかフ
ランスとかイギリスとかというような国々では、
初任給の給与から一番高い給与の格差というもの
は、先進国では大体どのくらいになっているとい
う御判断でしょうか。日本と比べてみて、ヨー

まあそれはここでよくといたしまして、そこで、六月六日の毎日新聞の夕刊に、福岡歯科大学の事件に關連して、劍木元文相が、この福岡歯科大学の認可の直前に、文部省の安嶋管理局長から、理事に入つてほしいと言われ、理事に就任したという趣旨の談話が載っているわけでありませう。これは、それで理事になられたケースですね。

もう一つ、松本歯科大学のほうは、まあ大学の持つてゐる特殊な事情というものを抽象しまして、

大学制度理事会という点と文部省との関係という観点から見ますと、松本歯科大学の場合は、今度は大学内部で問題を起こしたのだから、理事をやめたのを、新たに大学側で補充した、その補充にあたって、文部省と大学側が事前にも話し合った上で候補者のリストをつくってあげればいいのに、その話し合いをしないで理事をかつてにきめたということがたいへん問題だという趣旨の発言が、文部省の管理局の振興課の課長の談話として載っているわけでありました。

私はこの二つの場合を比較してみても、共通している事柄は何かというと、片一方の福岡の場合は、文部省が大学の理事会に、人事について候補者を推薦してきめたという例ですね。松本歯科大学の場合は、今度は、話し合いでリストでもつてきめようとしたのに、大学が自主的にきめたというところについて、事前に連絡がなかったことがおもしろくないという趣旨の発言なんです。という二つに共通していることは、大学設置にありまして、私立大学の理事というものを、文部省の管理局長や課長の立場でその人事に介入しているというところが、この二つに共通していることとしてわれわれ印象づけられるわけがあります。

そこで、この大学の理事というものは、筑波の場合にもたいへん議論になりましたように、大学のいわば設置基準に際しては、どういう科目でどんな先生方がというようなことが問題になるわけでありまして、そういう、つまり人事に干渉する可能性というものを含んでいる。実際やるかやらないかは別として、そういう危険性というものが一方にあるのじゃないかというふうに想像されるわけですね。ですから、文部省が大学の理事の決定に際して、事前に打ち合わせて候補者をきめていくというようなこと、文部省の局長や課長が、外に向かつて明らかになるような事実が公にされているという、この二つのケースについて、実はちよつと質問をさせていただいたわけでございます。

そこで、最初の福岡歯科大学について、剣木さ

んが歯科大学の理事に就任するにあたって、管理局長の理事に入ってほしいというような要請に基づいてなされたという談話ですね、この剣木さんの談話が事実なのかどうかということをお聞きしたいのです。

○安嶋政府委員 具体的なお尋ねは、福岡歯科大学の剣木理事就任の問題でございますが、御承知のとおり福岡歯科大学の設立の経過を申し上げますと、当初福岡歯科大学という構想と西日本歯科大学の設立という構想の二つの構想がございまして、ほかに福岡県からは、高宮学園という学校法人がございまして、そこが第一歯科大学をつくりたいという申請を出しております。また福岡県内にはこのほかに九州大学歯学部がございまして、県立の北九州の歯科大学がございまして、申請のとおりに認可されますならば、福岡県内において五つの歯学部ができるということになるわけでございます。これは大学の配置、立地、そうしたことを考えますと、必ずしも適当ではないということも考へますと、設立の企画の段階におきまして、農地転用の協議というものが農林省からあるわけがございます。これは敷地の関係でそうした協議があるわけでございますが、西日本の歯科大学と福岡の歯科大学、両方から農地転用の申請が文部省に來たわけでございます。それをきつかけにいたしまして、私も二つの大学の統合ということが望ましいのではないかと指導をいたしました。その間におきまして、いろいろな関係者が関係をしたわけでございますが、最終的な段階におきまして、剣木さんが両方の構想をおまとめになるといふ事態があったわけでございます。

そこで、これはちよつと正確な時期について私自身記憶がございませぬけれども、四十七年の五月ころであったかと思いますが、そうした経過があったものでございまして、新しくできる福岡歯科大学の円満な運営と申しますか、二つの派が合流しているわけでございますから、それを一体的な運営をはかっていくためには、やはり剣木先生のような取りまとめに重要な役割りを果たされ

た方が、役員としてお加わりになることが、福岡歯科大学の将来の発展のためにも必要であらう、そういう考え方をもちまして、設立者側にもそうした意向を伝え、剣木先生にもそうした意向を伝え、そしてお入りをいただいたということでございます。しかし、こうした例は一般的な例ではないわけでございます。福岡歯科大学がたいたい申し上げましたような非常に特殊な設立の経過をたどったということから、そういう特殊な事態に対応して起こった特殊なケースであるというふうな御理解をいただきたい。私もこれは強制したわけではもちろんございせん。助言として申し上げておるわけでございます。それが受け入れられたということでございます。私もいたしましては、決して出過ぎた助言をしたというふうには考えていない次第でございます。

○嶋崎委員 そうしますと、それは確かに特殊な事情かもしれません、幾つかの歯科大学の申請があつて、設置基準の認可をとるために競つてい。それで土地というふうないろいろな問題が内包している。そういう場合に、それを一つにまとめたほうがいいというこの指導、助言はあつても、その中間に政治家が入つていたというのです。ところが、そういうことをまとめるために、打ち合わせするということがかりにあるにしても、元文部大臣だったその政治家が、私立大学の理事に、そのまゝとめることから越えて入つて、そしていま設置基準の申請をやつてくるという、文部省側では、まとめてきたのだから、それを受け入れて許可しやすい条件が出てくる、そういう過程をとっているのじゃないでしょうか。ですから、問題は、特殊であれ一般のあれ、私立大学のいわば理事会というもののあり方を、文部省側はどう見ているかということに深くかわつていっているのじゃないかと私は判断するのです。ですから、これはいま福岡歯科大学の場合に出たのですけれども、たとえば大学設置委員のメンバーと地元の大

学のいわば理事会とが、コネコネの関係でやつてい例を幾つか私まだあげることがございます。

たとえば、長野県の本州大学、あそこで県知事が中に入つたり、それから県会の議長が理事になつていて、経済学部の産業社会学部が変わつていく課程で、これまた設置基準の委員との関係がいろいろむずかしい問題が起きて、地元の新聞をたいへんにぎわしております。

それと同じように、信濃毎日で言っている松本歯科大学のこのケースも、特殊なケースということになるのでしようけれども、あまりにも大学設置という問題と関連して特殊なケースで、大学の理事会の人事の問題について、文部省が相互にかかり合いを持ち過ぎていないだろうかという点を私は追及したいと思つたのです。今後、こんな事態は特殊だ、特殊だといつていすけれども、私立大学の場合に、理事会というものをどういうふうな構成するかという問題は、大学の教官のあり方、講座のきめ方、そういうふうなもの、最初の理事のメンバーがどういうふうな選ばれたかという問題と非常に深い関係を持つていると判断されます。ですから、文部省側が特殊だといひながらも、そういう理事の選任に対して、理事を選ぶ過程で文部省がいつも人事的にサセクションしていくというふうなことがこういう特殊ケースを媒介にして行なわれるということになつたら、大学の自治という問題に関連して、非常にゆゆしい問題に発展しやしないだろうかというふうに考えるわけでありまして、その点、大臣も最初の答弁の中では、特殊なケースだということを強調しておられるのですけれども、はたしてそれが特殊だというケースとしてとらえられるかどうか、私はたいへん疑問に感じるわけでありまして、ですから今後とも、こういう新しい大学をつくるにあつて、大学側は理事を選任したりしていく場合に、いつも文部省と事前に連絡をとりながらやっていくということが今後もあるのかどうか、その点いかがですか。

○安嶋政府委員 基本的な趣旨は私も同感でございます。私学の自主性を尊重するということは、これは大原則でございます。したがらしまして、法

人の役員の人事についても、私学の自主性が尊重されるべきであるということも当然かと思えます。ただ、しかし大臣からお答えを申し上げたかと思えますが、松本にいたしましても、福岡齒科にいたしましても、これは全く異例のケースでございます。したがって、文部省としては異例の対応をしているということでございます。その対応のしかたは、私どもは決して妥当性を越えるという対応はいたしていない。もちろん、違法の対応もしていないというふうに考えております。今後前例になるというふうな御心配もあるようでございますが、そういうことはございません。かつまたほかにこういう例があるわけでもございません。一般的な原則はたまたま嶋崎先生のおっしゃった通りだと思います。

○嶋崎委員 えらい特殊なケースばかりがこれからふえてくる可能性があるように私は思いますので、特殊、特殊で事が処理されるのじゃなくて、常にその原則的な大学における自主性、自治というものを前提にしてきちんとした処理をしていただくこと、こういうことが新聞でいつも話題になるようなそういう処理のしかたは厳に慎んでいただきたいということを申し述べさせていただきます。

これで終わります。
○田中委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後六時五十八分散会

文教委員会議録第二十九号中正誤

- | | | |
|--------|------|-----------|
| ペジ 段 行 | 誤 | 正 |
| 三 三 三 | 保険給付 | 保健給付 |
| 二 一 九 | 給付に | 給付又は休業給付に |
| 二 一 二 | 法の適用 | 規定の適用 |

昭和四十八年八月七日印刷

昭和四十八年八月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N